
新市建設計画

きょうそう
響創のまちづくり

～海・山・川の響きあいが
新市の魅力を輝かせ、
新しい活力を創る～

平成26年3月

唐津市

目 次

	頁
はじめに	1
I 序論	3
1 合併の背景と必要性	3
(1) 時代の潮流	3
(2) 現状と課題	4
① 地域の概況	4
② 主要指標の見通し	10
③ 本地域の現状と課題	12
2 合併の効果	17
(1) 少子・高齢化に対する効果	17
(2) 行政サービスの多様化・高度化に対する効果	17
(3) 日常生活圏の広がりに対する効果	17
(4) 行財政の効率化に対する効果	17
(5) 地域のイメージアップと 広域的視点に立ったまちづくりに対する効果	18
3 合併に対する不安への対応	19
(1) 地域の一体的なまちづくり	19
(2) 行政サービスの向上を目指すまちづくり	19
(3) 住民のよりどころを残していくまちづくり	19
II 建設の基本方針	20
1 基本理念	20
2 新市の将来像	22
3 新市建設計画の基本方針	24
4 土地利用構想	27
(1) 土地利用の基本方針	27
(2) 将来都市構造	29
5 地域別整備の方針	31
III 新市建設の根幹となるべき施策	36
1 特色ある土地利用	36
2 新地域振興の姿(個性豊かな地域の整備)	36

	頁
3 離島振興の推進	37
4 環境保全の推進	37
5 地域産業の振興	38
6 教育文化活動の振興	42
7 教育環境の整備	42
8 人権の尊重	44
9 保健福祉の充実	45
10 社会基盤の整備	46
11 地域情報通信網の整備	48
12 消防・防災体制の整備	49
13 芸術文化の振興	49
14 コミュニティー活動拠点の整備	50
15 スポーツ活動の振興	50
16 行財政基盤の強化	51
17 行政組織	51
18 議会	52
19 国際交流の推進	52
20 新市建設計画の推進	53
21 県事業のまとめ	54
IV 公共的施設の適正配置と整備	55
V 財政計画	56
1 財政計画作成にあたっての基本的考え方	56
(1) 総括的考え方	56
① 財政計画の意味	56
② 計画作成の手法	56
③ 歳入・歳出の考え方についての整理	56
(2) 歳入・歳出各項目の考え方	57
① 歳入	57
② 歳出	58
2 財政計画表	59
3 合併市町村に対する国・県特例事業の整理（財政支援措置）	60

はじめに

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本的な方向を定めるとともに、施策の方向性を示すもので、その実現を図ることにより、本地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ることを目的としたものです。

本計画作成にあたっての考え方・背景、計画検討の経緯、計画の構成・期間等は以下に示すとおりです。

1 計画作成の基本的な考え方・背景

合併の背景となっている主要課題は以下のとおりです。

- ① 少子・高齢化社会の到来
- ② 住民ニーズの多様化
- ③ 生活圏・経済圏の広域化
- ④ 行財政の効率化
- ⑤ 地方分権の推進

これらの課題へ対応するため、次の視点に基づき計画を作成します。

- ① 「各地域が連携し、輝き、響き合うまちづくり」
- ② 「環境と共生し、安全で安心な、活力あるまちづくり」
- ③ 「地域資源を活かし本物を目指したまちづくり」
- ④ 「住民サービスが地域の隅々まで行き届くまちづくり」
～住民不安に対応するまちづくり～

2 計画検討の経緯

唐津市と七山村の合併については、これまで、唐津・東松浦合併協議会において協議を行い、新市建設計画についても検討しました。協議した計画の柱となる事項は、次のとおりです。

- ① 基本理念『響創のまちづくり』（～海・山・川の響きあい新市の魅力を輝かせ、新しい活力を創る～）
- ② 新市の将来像（生涯を通じた安全・安心都市、人と地域と自然が共生する環境都市、活力ある調和型産業都市、自然と歴史に包まれた文化交流都市、本物が輝く観光都市）
- ③ 新市の将来像に基づくまちづくり7つの基本、建設の根幹となるべき施策、地域別整備の方針

本計画は、平成16年6月に唐津・東松浦合併協議会で作成した新市建設計画が基本となっています。

3 計画の構成

計画の構成は、次のとおりです。

- 1 序論
- 2 建設の基本方針
- 3 建設の根幹となるべき施策
- 4 公共的施設の適正配置と整備
- 5 財政計画

4 計画の期間

計画の期間は、平成 17 年度から 32 年度までの 16 年間とします。

5 計画に取り込むべき資源

本物のまちづくりを進めるために、人、歴史、文化、自然等の地域資源の活用が必要と考えられます。これらを計画に取り込み、地域毎の特性を活かした本物のまちづくりを目指します。

I 序論

1 合併の背景と必要性

(1) 時代の潮流

① 少子・高齢化社会の到来

少子・高齢化の急速な進行は、労働力人口の減少、医療・介護負担の増加をもたらすなど、社会の活力を維持していくうえで解決すべき問題を提起しています。高齢者が生き生きとした生活を送り、積極的に社会に参加する環境や、未来を担う子供たちが心身ともに健やかに成長していける環境を行政のみだけではなく、住民・企業等が一体となって構築していくことが求められています。

② 住民ニーズの多様化

人々の価値観が物の豊かさから心の豊かさへと変わり、個性と能力を活かしながら充実した生活を楽しもうとする傾向が強まっています。

このような人々の価値観の変化により、住民の多様な自己実現の場と機会の創出が求められており、行政のみならず社会経済全般にわたって、新しい観点に立った住民ニーズへの対応が必要となっています。

③ 生活圏・経済圏の広域化

交通体系や高度情報通信基盤の整備により、通勤、通学、買い物、文化活動などの日常生活圏・経済圏は、行政上の圏域を超えて広域化し、人・物・情報の移動範囲が広がっています。

そこで、より広い観点から一体的なまちづくりを進めるために周辺地域と連携し効率的な行政を実現する必要があります。

④ 行財政の効率化

今日の社会経済情勢の変化、国の財政構造改革の進展等の中で、現行の地方行財政制度が、今後将来にわたって維持されることは困難な状況です。

地方においては、こうした状況を十分に認識したうえで、少子・高齢化などに伴う今後の行政需要に対し、柔軟に、しかも的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを提供していくため、健全な財政基盤を確立していくことが必要です。このため、長期的財政計画に基づく財政運営を行い、強力な行政組織を構築していく必要があります。

⑤ 地方分権の推進

地方の主体性を高める地方分権社会においては、地域住民の選択と責任を基本に、地域自らが主体的に取り組むという「自己決定・自己責任」の原則のもとに、自立し、行財政基盤の強化を図り、地域の特性を活かした個性あるまちづくりを進めることが必要です。

特に、地域の自然、文化や伝統、産業等を見直し、地域住民が自信と誇

イ 交通体系

唐津市と七山村の間には、鉄道はなく、道路により結ばれています。

唐津市を基点とした主要都市への道路網は、国道 202 号が福岡市から本地域内を通り伊万里市へ、国道 204 号が東松浦半島を通り伊万里市へ、国道 203 号は佐賀市へと通じています。国道 203 号沿いには多久市に九州横断自動車道のインターチェンジがあります。

—所要時間（道路）—

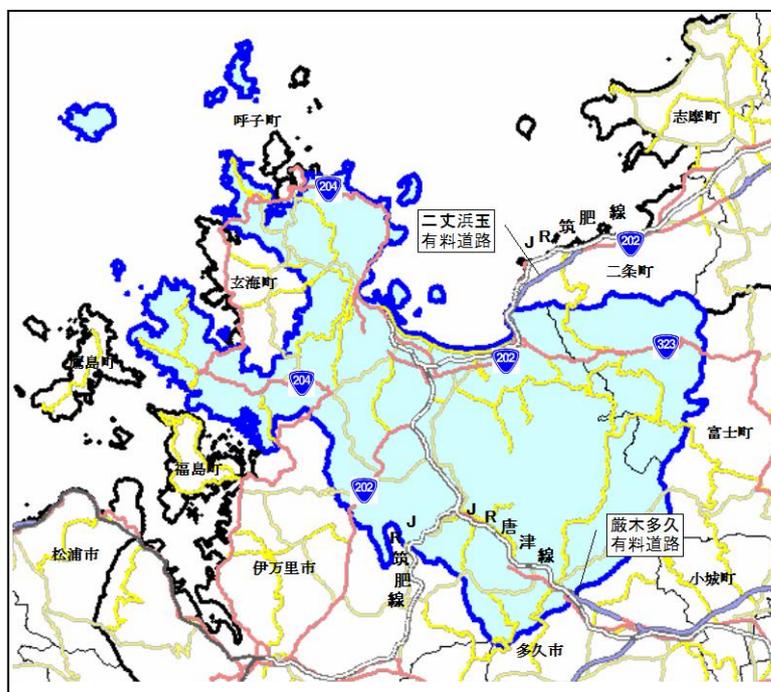
唐津市～二丈浜玉有料道路・西九州自動車道・福岡都市高速道路～福岡市中心街	約 70 分
唐津市～厳木多久有料道路～佐賀市中心街	約 70 分
唐津市～国道 203 号～佐賀空港	約 80 分

鉄道網は、唐津駅を基点として、J R 筑肥線が海岸沿いに福岡市まで、そして松浦川沿いに伊万里市まで通じ、また J R 唐津線が佐賀市まで、佐賀市から長崎本線で鳥栖市まで通じて主要都市を結んでいます。

—所要時間（鉄道・地下鉄）—

唐津駅 ～ J R 筑肥線・地下鉄	～ 福岡市天神駅	約 70 分
	～ 博多駅	約 80 分
	～ 福岡空港駅	約 85 分
唐津駅 ～ J R 唐津線	～ 佐賀駅	約 70 分

図 2 交通網図



ウ 人口と世帯数

本地域の総人口は、平成12年の国勢調査によると、134,144人で、10年前（平成2年）に比べて4.1%の減少となっており、漸減傾向で推移しています。

世帯数は、42,458世帯で、1世帯当たり3.2人と、世帯一人当たり人員は、縮小傾向にあります。

また、老年人口比（総人口に占める65歳以上人口の比率）は21.8%で、昭和60年13.5%、平成2年15.8%、平成7年18.7%と増加し、これに対し、年少人口、生産年齢人口は、減少しており、少子高齢化が進んでいます。

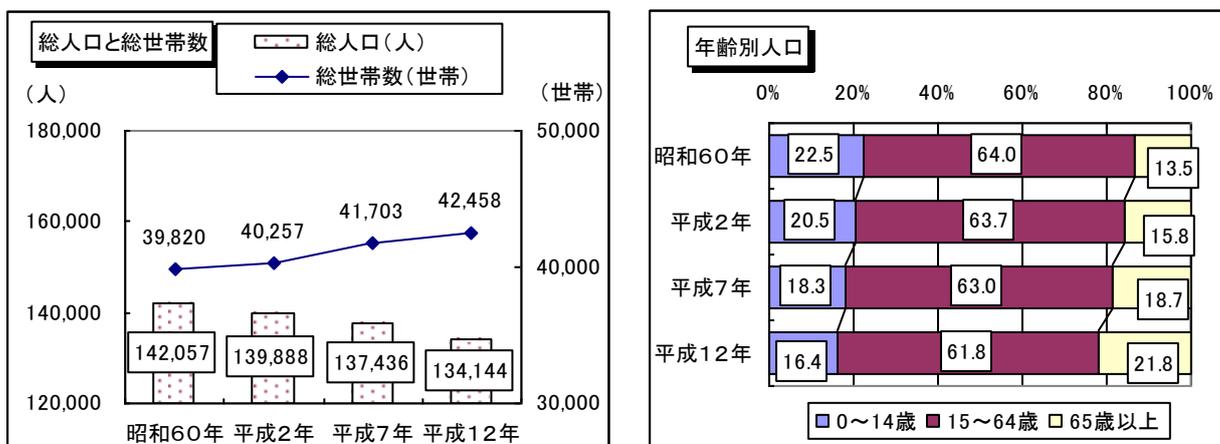
表2 人口と世帯数の推移

（単位：人、世帯）

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口（人）	142,057	139,888	137,436	134,144
年少人口（0～14歳）	31,949	28,678	25,089	21,986
生産年齢人口（15～64歳）	90,901	89,052	86,612	82,922
老年人口（65歳以上）	19,207	22,110	25,732	29,226
総世帯数（世帯）	39,820	40,257	41,703	42,458
1世帯当たり人員（人／世帯）	3.6	3.5	3.3	3.2
老年人口比（%）	13.5	15.8	18.7	21.8

（注）年齢別人口には「年齢不詳」があるため、その合計は総人口と一致しない。（資料：国勢調査）

図3 人口と世帯数の推移



エ 産業別就業者数

本地域の就業人口は、平成12年国勢調査によると、65,407人で、10年前（平成2年）の67,059人から1,652人減少しています。

産業別構成比をみると、上昇傾向で推移してきた第3次産業就業者比率は平成12年では59.5%となっています。一方、第1次産業就業比率は、漸次低下傾向にあります。

表3 産業別就業者数の推移

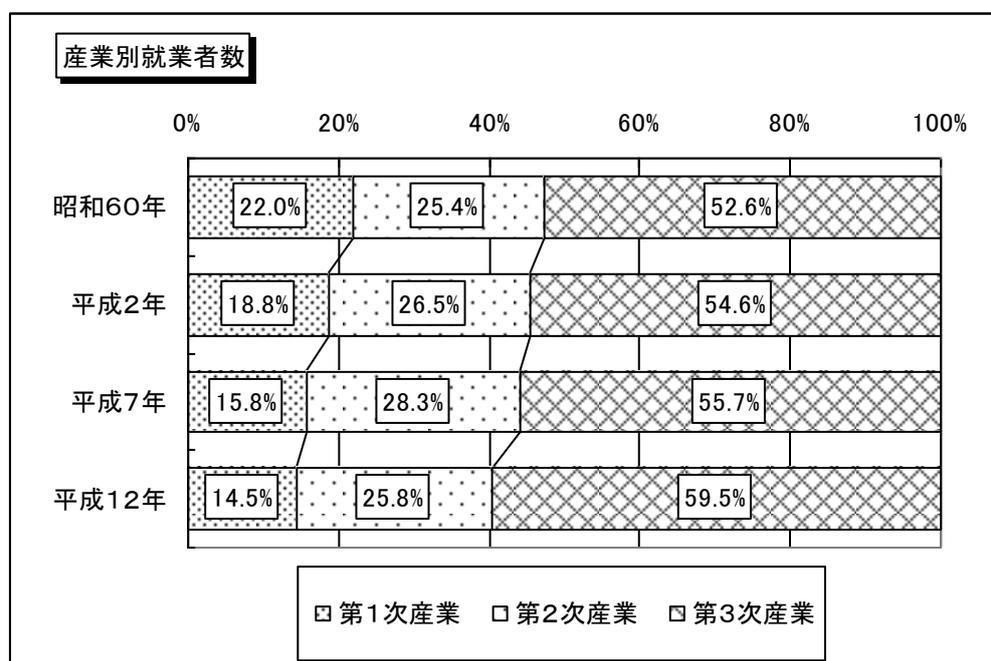
(単位：人)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	67,133	67,059	68,251	65,407
第1次産業	14,745	12,618	10,791	9,507
第2次産業	17,054	17,793	19,331	16,846
第3次産業	35,281	36,630	38,029	38,948

(注) 産業別就業者数には「分類不能」があるため、その合計は就業者総数と合致しない。

(資料：国勢調査)

図4 産業別就業者数の推移



オ 産業

第1次産業についてみると、農業は、みかん等の果樹、米、野菜及び肉用牛の生産が主です。農業をとりまく環境は、農産物輸入の自由化、農業従事者の高齢化、後継者不足等により、厳しくなっています。

林業も輸入材による価格競争の激化や、後継者不足によりかなり厳しい状況にあります。地球環境の視点に立つと森林の持つ国土保全・水源かん養・環境保全・生物多様性の保全など多面的機能の持続的な確保が要請されています。

水産業は、好漁場に恵まれています。近年、水揚げ量は伸び悩んでいます。

第2次産業は、主に製造業と建設業です。製造業は、農水産物の加工が中心で、他に機械金属、繊維があります。これらの経営環境は、国内の不景気、また、産地間・国際間の競争が激化する中で、厳しくなるばかりです。

建設業も民間需要、公共需要ともに減少傾向にあり先行きは厳しいものとなっています。

第3次産業の中心は、商業と観光業です。商業は、専門小売チェーン店、既存の大型小売店、唐津市郊外への大型ショッピングセンターの進出等により、中小小売店は衰退傾向が続いています。また、JR筑肥線の地下鉄乗り入れ、西九州自動車道や福岡都市高速道路などの整備により福岡県へのショッピングの依存度が強まっています。

観光業は、名護屋城跡・陣跡、唐津城などの歴史的遺産、唐津くんちをはじめとするイベント、海や山の豊かな自然、温泉等を背景に成り立っていますが、観光客は日帰りが主で、近年、入り込み客数は伸び悩みの傾向にあります。

その他、天山発電所（揚水）や唐津発電所（火力）、唐津市鎮西町、唐津市肥前町及び玄海町に風力発電が設置され、また隣接する玄海町には玄海原子力発電所が立地し、電力の供給地域となっています。

表4 第1次産業の現状

区分	農業					
	総農家数		農業 就業者数 人	経営 耕地面積 ha	1戸当たり 経営耕地面積 ha/戸	農業粗 生産額 千万円
	戸	主業農家 戸				
唐津市	4,961	1,672	7,178	5,943	1.20	2,745
七山村	407	179	743	460	1.13	201
合計	5,368	1,851	7,921	6,403	1.19	2,946
佐賀県計	41,135	9,066	43,948	50,771	1.23	14,554

区分	漁業				林業	
	漁港 港	経営体数 経営体	漁業 就業者数 人	生産量 t	林野面積 ha	林業 就業者数 人
七山村	0	0	0	0	4,555	27
合計	25	1,046	1,508	11,076	25,681	78
佐賀県計	48	2,763	5,288	74,269	109,943	365

(注) ①農業、漁業、林業とも平成13年版「佐賀県統計年鑑」による平成12年2月1日現在の数値。
 ②農業、漁業、林業の就労業者数は、平成12年10月1日国勢調査の結果を示す。
 ③農家とは、経営耕地面積が0.1ha以上、主業農家とは、農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家。

表5 第2次産業の現状

区分	製造業					
	計 事業所	事業所数			従業者数 人	製造品 出荷額等 百万円
		うち(A) 事業所	うち(B) 事業所	うち(C) 事業所		
唐津市	362	249	98	15	6,929	107,796
七山村	17	17	0	0	42	147
合計	379	266	98	15	6,971	107,943
佐賀県計	3,301	2,202	976	123	66,020	1,623,798

(注) ①製造業の数値は、工業統計調査（平成12年12月31日現在）の結果である。
 ②製造品出荷額等は、1月から12月までの1年間のものである。
 ③事業所とは、工場、製作所、製造業あるいは加工所など、主として製造又は加工を行っているもの。
 ④事業所の「うち(A)」は従業員1～9人、「うち(B)」は10～99人、「うち(C)」は100人以上を示す。

表6 第3次産業の現状

区分	商業				
	商店数 店	従業者数 人	年間商品販売額 百万円	1商店当たり 販売額 万円	従業員一人当 たり販売額 万円
七山村	25	66	1,477	5,908	2,238
合計	2,279	11,253	279,978	12,285	2,488
佐賀県計	14,329	79,545	2,123,964	14,823	2,670

(注) ①商業の数値は、平成13年版「佐賀県統計年鑑」による。
 ②商業の数値は、「商業統計調査」（平成11年7月1日現在）の結果である。年間販売額は前年4月1日から当年3月31日までの1年間のものである。

② 主要指標の見通し

ア 将来人口

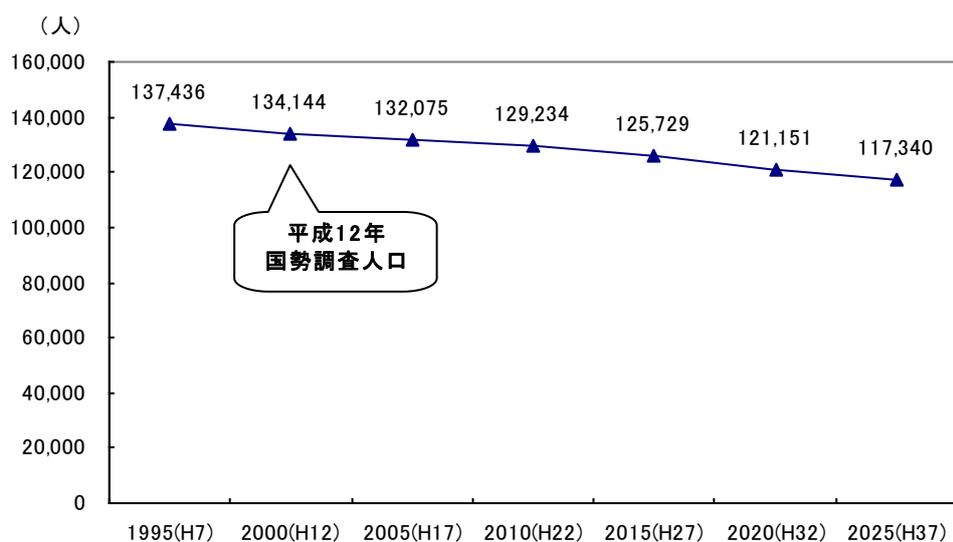
平成 37 年（2025 年）までの人口を、『コーホート要因法』（注）によって予測しました。

（注）**コーホート要因法** (cohort component method) とは、基準年次の男女別年齢別人口を出発点とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法です。

（ア）総人口

合併後の新市の将来人口は、平成 17 年（2005 年）の総人口で 132,075 人、平成 22 年（2010 年）は、129,234 人と平成 12 年と比較すると約 5,000 人減少することが予測されます。

図 5 新市将来人口



資料：国勢調査、H7・12年は実測値

（イ）年齢構成別

合併後の新市の将来人口についてみると、平成 17 年（2005 年）の老年人口は 31,587 人（23.9%）、平成 22 年（2010 年）の老年人口は 32,579 人（25.3%）と年々増加し、平成 37 年（2025 年）には老年人口は 38,279 人、老年人口比は 32.6%と予測されます。

イ 世帯

1 世帯当たりの人員は、核家族化の進展や単身世帯の増加に伴って、平成 37 年（2025 年）には 2.64 人になることが予測されます。世帯数の見通しは、総人口と 1 世帯当たりの人員の見通しから約 44,500 世帯と予

測されます。

$$\begin{aligned} \text{世帯数見通し} &= \text{平成 37 年総人口見通し} \div \text{1 世帯当たりの人員} \\ &= 117,340 \text{ 人} \div 2.64 \text{ 人} \\ &= 44,447 \text{ 世帯} \end{aligned}$$

ウ 就業人口

就業率は、平成 7 年から平成 12 年にかけて低下しています。今後、高齢化が進み、生産人口が減少すれば、就業率はさらに低下することが想定されますが、合併によって、産業振興や就業の場の確保に努め、就業率を平成 12 年水準(48.8%)に確保するとした場合には、平成 37 年(2025 年)における就業人口の見通しは約 57,000 人と予測されます。

$$\begin{aligned} \text{就業人口見通し} &= \text{平成 37 年総人口見通し} \times \text{平成 12 年就業率} \\ &= 117,340 \text{ 人} \times 48.8\% \\ &= 57,266 \text{ 人} \end{aligned}$$

表 7 主要指標の見通し

区分		平成 7 年 1995 年	平成 12 年 2000 年	平成 17 年 2005 年	平成 22 年 2010 年	平成 27 年 2015 年	平成 32 年 2020 年	平成 37 年 2025 年
総人口(人)		137,436	134,144	132,075	129,234	125,729	121,751	117,340
年齢別人口	年少人口(人) (0～14 歳)	25,089 18.3%	21,986 16.4%	19,468 14.7%	17,835 13.8%	16,410 13.1%	15,736 12.9%	15,081 12.9%
	生産年齢人口(人) (15～64 歳)	86,612 63.0%	82,922 61.8%	81,020 61.3%	78,640 60.9%	73,561 58.5%	68,103 55.9%	63,980 54.5%
	老年人口(人) (65 歳以上)	25,732 18.7%	29,226 21.8%	31,587 23.9%	32,759 25.3%	35,758 28.4%	37,912 31.1%	38,279 32.6%
	世帯数(世帯)	41,703	42,458	43,021	43,660	44,115	44,435	44,447
1世帯当たり人員(人)		(3.30 人)	(3.16 人)	(3.07 人)	(2.96 人)	(2.85 人)	(2.74 人)	(2.64 人)
就業人口(人)		68,251	65,407	64,453	63,066	61,356	59,414	57,262
就業率(%)		49.7%	48.8%	48.8%	48.8%	48.8%	48.8%	48.8%

資料：平成 7・12 年国勢調査

- (注1)・平成17年度(2005年度)～平成26年度(2014年度)は普通交付税の算出の特例(合併算定替)が受けられる10年間。
 ・平成27年度(2015年度)～平成31年度(2019年度)は、当該算定による増加額が段階的に縮減していく期間。
 ・平成32年度(2020年度)は、新市としての本来の算定(一本算定)による初年度。
 (注2)平成7・12年の年齢別人口には、年齢不詳を含まないため、その合計は総数と一致しない。

③ 本地域の現状と課題

ア 産業

(ア) 第1次産業

【現状】

農業は、施設園芸等が主ですが、農産物の輸入自由化、産地間競争の激化等により経営環境は厳しい状況にあります。

畜産業については、「佐賀牛」の全国ブランド化を目指していますが、需要の不安定さや飼料価格の変動等、生産環境面での不安要素があります。

林業は、県内有数の森林地帯を保有していますが、輸入材による価格競争の激化に加え、森林管理面のコスト高などによる森林の手入れ不足等、将来見通しは厳しい状況にあります。

水産業は、栽培漁業への転換が図られていますが、近年、水揚げ量が伸び悩んでいます。

また、就業人口も減少傾向をたどり、高齢化や後継者難も著しい状況にあります。

【課題】

- ・ 農業における高速道路網等を活用した大量・高速輸送農業、観光・体験農業の推進及び特産品関連加工施設等の整備
- ・ 畜産業における経営体質の強化や生産性の向上に対する取組み
- ・ 林業における森林の適正な維持管理及び特用林産物の生産促進やグリーンツーリズムなどに対する取組み
- ・ 水産業における「獲る漁業」から「栽培漁業」への転換の促進、高付加価値化及び観光体験漁業など観光面との連携

(イ) 第2次産業

【現状】

製造業と建設業が主ですが、経済状況の低迷により経営環境は厳しい状況にあり、事業所数、従業者数、出荷額が減少する傾向にあります。

【課題】

- ・ 企業誘致の促進、高度情報化に対応した基盤整備の促進

(ウ) 第3次産業

【現状】

商業については、大型ショッピングセンターの進出、交通アクセスの向上による福岡都市圏への依存度の高まり等により各地域の中心となる商店街の空洞化が見られます。観光業は、日帰りが主であり、宿泊客は

伸び悩みの傾向にあります。

【課題】

- ・ 中心商店街の空洞化対策やインターネット等情報技術を考慮したビジネスの広域化
- ・ 豊富な観光資源の更なる活用及び各地域が連携した観光拠点・観光ルートの一層の開発
- ・ 農業や水産業との連携、アジアとの国際交流を視野に入れた観光施策の展開

(エ) 新産業

新しい発想として、自然環境を保全し、活用する、少子高齢化社会に対応した 21 世紀型新産業の創出を構想する必要があります。

イ 文化・教育

【現状】

本地域には、文化ホール等の文化施設、公民館等が整備されており、学校関係では、小学校 45 校（分校含む）、中学校 23 校、高等学校 7 校、専門学校 4 校が設置されています。その他、大学の研究機関として、佐賀大学海浜台地生物環境研究センターが設置されています。

【課題】

- ・ 国際化、高度情報化など社会の変化に対応するためのインターネット等、IT（情報技術）を活用した情報教育設備の拡充
- ・ 国際交流の推進
- ・ 社会の変化に対応した義務教育環境の改善
- ・ 大学等の高等教育機関誘致の推進
- ・ 生涯学習の中核施設としての図書館のネットワーク化
- ・ 地域文化の伝承や文化的、歴史的遺産、史跡などの保存活用による歴史を活かしたまちづくりの推進

ウ 福祉・保健・医療

【現状】

本地域における平成 12 年度の高齢化率は、21.8%と高く、介護を要する高齢者の増加、介護のための人材不足等の問題が生じています。このような中、高齢化に対応するため福祉施設や日常的なケアシステムを拡充し、対応を進めています。

また、唐津地域総合保健医療センターを設置しており、広域的救急医療体制の整備や保健と医療と福祉の連携を推進しています。

【課題】

- ・ 介護保険や地域リハビリ体制の充実
- ・ 地域間の医療体制の連携及び救急医療体制の整備
- ・ 保育サービスの拡充
- ・ 児童福祉施設、障害者福祉施設の整備拡充と施設連携による利用促進

エ 交通

【現状】

道路については、佐賀市までは、国道 203 号、厳木多久有料道路で通じており、福岡市までは、国道 202 号、二丈浜玉有料道路、西九州自動車道、福岡都市高速道路を經由し通じています。また、伊万里市を經由して長崎方面への幹線道路として、西九州自動車道が計画・整備中です。

道路網は、福岡市や佐賀市との連携、企業誘致の促進、交流人口の増加促進の面から、西九州自動車道、佐賀唐津道路の早期完成が急がれます。

鉄道については、JR 唐津線、JR 筑肥線が通っており、それぞれ、佐賀市、福岡市と結んでいます。

港湾については、唐津港、呼子港などがあり、域内の離島航路の基点、海の玄関口としての役割を担っています。

【課題】

- ・ 本地域内の安全で快適な道路網の整備を図るため、圏域を貫通する国道 323 号や 204 号による広域交通網の確保
- ・ 西九州自動車道、佐賀唐津道路の早期完成
- ・ JR 筑肥線の複線化・電化、JR 唐津線の電化の早期実現
- ・ 唐津港や呼子港における国内、東アジアとの交流に資するための基盤整備

オ 生活環境

【現状】

本地域内では下水道の整備が進みつつあり、宅地開発も広がっていますが、生活用水については、一部地域で水不足が懸念されています。

また、ごみの減量化、再資源化及び産業廃棄物の処理能力不足が指摘されています。

【課題】

- ・ 豊かな自然と調和のとれた快適でゆとりのある生活空間形成のための下水道の整備促進及び上場地域の上水水源の安定確保

- ・ し尿処理及び汚泥、ごみ処理施設の整備
- ・ ごみの減量化や再資源化、産業廃棄物の処理能力不足への対応のための総合的処理体制整備及び効率的な管理運営体制の推進

カ 情報通信

【現状】

中心部においては、光ファイバーケーブル網の整備が進められています。

また、テレビ難視聴地域ということでケーブルテレビが普及している地域もあります。

【課題】

- ・ 高度情報化に対応した本地域の一体的発展の推進
- ・ 広域的なネットワーク構築のための高度情報通信基盤の整備及びその利活用の推進
- ・ I Tの活用による本地域内の情報の集約と発信の一元化
- ・ CATV、防災・行政通信ネットワークの確立を図るための高度情報通信基盤整備の促進やインターネット、CATV ネットワークなどの活用

キ 消防・防災

【現状】

消防・防災については、常備消防体制として、消防本部、消防署を設置し、非常備消防体制として各地区に消防団が組織され、住民生活の安全確保に努めてきました。

また、本地域には、石油貯蔵施設や火力発電所及び地すべりの危険箇所などがあり、隣接する玄海町には原子力発電所もあることから、これらの万一の災害への対応のため、防災体制の整備を行ってきました。さらに、山林火災等広域的な災害に対応するため、近隣市町村との連携も図ってきました。

【課題】

- ・ 計画的な消防施設の拡充、防災情報通信体制の整備などによる消防・防災体制の充実強化

ク 国際化

【現状】

西九州自動車道の整備、J R筑肥線の前原から福岡方面の複線化による福岡空港へのアクセスの向上、佐賀空港の開港など、諸外国との交流

の機会が拡大しています。

また、唐津港など港湾の機能整備が進んでおり、アジアをはじめとする諸外国との交流が図られており、現在、中国や韓国等における姉妹都市との相互交流、青少年の海外研修等を行っています。

【課題】

- ・ 経済交流、人的交流、文化・スポーツ交流などの強化及び国際理解、国際的感覚を有する人材の育成
- ・ 民間団体が行う交流事業に対する支援など幅広い分野での国際交流事業の推進

2 合併の効果

合併の効果としては、次のような点があげられます。

(1) 少子・高齢化に対する効果

- ① 保育所入所や延長保育の実施により、充実した子育て支援サービスが受けられるようになります。
- ② 予防接種や健康診断などの保健事業及び高齢者のデイサービスや在宅ケア事業などの効率的運営ができるようになります。

(2) 行政サービスの多様化・高度化に対する効果

- ① 国際化の進展やインターネットの普及による高度情報化社会に対応するための多様な行政施策の展開がより容易になります。
- ② 専門職員の適正配置による専門的かつ高度なサービスの提供ができるようになります。例えば、採用が困難または十分に確保できなかった福祉・保健、都市計画、情報分野等の専門職（社会福祉士、保健師、理学療法士、管理栄養士、土木技師、建築技師等）の適正配置を図ることができ、専門的かつ高度なサービスの提供が可能となります。
- ③ 公的団体の統合や新設が図られ、多様な事業、広域的な事業等の展開が可能になります。例えば、社会福祉協議会が統合化されれば、個別に実施されてきた計画や事業の一元化が図られ、本地域内における一体的な地域福祉施策が可能となります。

(3) 日常生活圏の広がりに対する効果

- ① 従来各自自治体内での利用が前提であった公共施設（文化施設・スポーツ施設・レクリエーション施設・保健福祉施設等）の広域的利用がより一層容易になります。
- ② 生活の実態や距離に見合った小・中学校通学区域の設定ができるようになります。
- ③ 住居や地域内の勤務地の近くなどで、住民票等の窓口サービスの提供ができるようになります。

(4) 行財政の効率化に対する効果

- ① 公共施設の適正配置や効率的運営、職員削減等により行政組織や行財政運営の効率化が促進され、経費の節減ができるようになります。
- ② 議会議員や三役（首長、助役、収入役）、教育長、各自自治体に置くことになっている各種委員会や審議会委員等が減少し、その分経費の節減が可能となります。

- ③ 合併により特別な財政支援が受けられます。合併後 10 か年度は、合併後の新市に交付される普通交付税の額は、1 市 1 村がなお従前の区域を持って存続した場合に算定される額の合計額を、下回らないように算定された額となります。さらにその後 5 か年度間は激変緩和措置があります。

(5) 地域のイメージアップと広域的視点に立ったまちづくりに対する効果

- ① 1 市 1 村には、山間部、中山間部、河川、海岸、市街地など、性格が異なる地域があり、それぞれの地域特性に応じた地域振興が図られてきましたが、それらが合併によって、一体化することにより、産業振興、観光振興、福祉・文化等の分野で新たな連携や交流が生まれ、地域活性化への影響は大きいと考えられます。例えば、いままで単独の自治体で展開していた特産品の直売施設と飲食施設が一体化することによって新しい拠点が生まれ、飲食施設での新たな食材の提供など新たな需要を掘り起こせるとともに、新事業としての展開の可能性も高まります。
- ② 観光振興では、これまでも色々な施策が広域的に展開されていますが、整備済みのものも含め、各種サイン、案内板整備等の観光関連施設の整備やレクリエーション施設等の整備を行うことにより、各施設、各事業を有機的に結びつけ、新たな周遊コースやイベントの創出などが可能になります。
- ③ 環境問題・観光振興・ごみ処理問題・地域振興などの有効かつ適切な計画調整及び実施がより一層容易になります。
- ④ 地域の中核となる施設整備や下水道事業など、大規模投資を必要とする事業の計画的推進がより一層容易になります。
- ⑤ 従来、それぞれ単独で国・県へ要請したり、単独で整備にあたっていた主要幹線道路や市道・村道の整備が、合併することにより、道路ネットワーク整備の重要度、緊急度の視点から、効率的、効果的に実施できます。

3 合併に対する不安への対応

合併については、中心部・周辺部の格差が生じる、きめ細かなサービスが受けられなくなる、行政サービスの低下や住民負担が増加する、住民の意見が行政施策に反映されにくくなる、各地区で培われてきた個性が薄れてしまうといったことが懸念されますが、このような合併に対する不安への対応施策を以下に示します。

(1) 地域の一体的なまちづくり

- ① 道路・公共下水道など住民に密着した生活基盤の計画的な整備を促進します。
- ② 多様化する住民ニーズに対応した機能をもち、住民の利用にとって効率的で適正な公共施設の配置を促進します。
- ③ 地域の個性や共有財産を活かし、地域内の伝統・文化の交流を促進します。
- ④ 人材育成や協力体制を強化し、歴史・文化・伝統などを活かした地域振興を促進します。
- ⑤ 本庁と支所・各施設間の情報通信ネットワークを積極的に活用します。
- ⑥ 地域ごとの公聴会、アンケートといった従来からある手法のほかに、インターネットを使った意見収集や情報発信も有効な手段として活用します。

(2) 行政サービスの向上を目指すまちづくり

- ① 既存の本庁舎を支所として使用することにより、行政サービスの質を維持します。
- ② 図書館や保育所の利用など、住民の生活に密着したサービスを提供します。
- ③ 施設や人員の適正配置により、高度化する福祉、環境などの行政需要への臨機応変なサービスを提供します。
- ④ 行政サービスや公共料金のサービス水準の維持、適正化を進めます。

(3) 住民のよりどころを残していくまちづくり

- ① 地域内の伝統・文化の交流促進と人材育成や協力体制を強化します。
- ② 旧自治体の地名や伝統行事・イベントなどの保存と継承に努めます。

Ⅱ 建設の基本方針

1 基本理念

基本理念は、新市建設計画の最重要かつ包括的、中心的概念となるもので、新市にふさわしいまちづくりを行っていくうえでの最高の概念、基本姿勢や目標を表すものです。1市1村が連携し、ひとつにまとまって、将来へのまちづくりを行い、また、圏域外に向けて新市としてアピールしていくためのその源となる最高の概念として、包括的に取りまとめたものです。

本地域のまちづくりの基本理念は以下のとおりです。

きょうそう
[響創のまちづくり]

～海・山・川の響きあいが新市の魅力を輝かせ、新しい活力を創る～



■「響創のまちづくり」とは

本地域には、風光明媚な自然、歴史と伝統に育まれた豊かな文化があります。それぞれの地域の食文化、焼き物、祭りなどの資源を活かし、個性が失われることなく、輝き続ける「本物のまちづくり」を目指し、また、新しい雇用を創出することにより、「活力あるまちづくり」を目指します。

- 「響」は、本地域が持つ歴史、伝統、自然のハーモニーをイメージし、互いに響きあうことにより、より以上の力を発揮し、相乗効果をもたらすことを表わしています。
- 「創」は、時代の変化に対応した新しい活力の創造を表わしています。
- 「響創」とは、1市1村が1つになり、連携しあい、発展的に新市を創造していくことを象徴的に表現したものです。

■「海・山・川の響きあいが新市の魅力を輝かせ、新しい活力を創る」とは

「海・山・川」は、本地域の豊かな自然環境や資源を表わしています。これらの個性が輝き、響きあうまちづくりを目指し、地域の隅々まで目を配り、活力のある新市を創造していく強い意志を表現しています。

基本理念は、次の4つの視点をもとに策定しました。

■響創のまちづくりの4つの視点

- 各地域が連携し、輝き、響き合うまちづくり
- 環境と共生し、安全で安心な、活力あるまちづくり
- 地域資源を活かし本物を目指したまちづくり
- 住民サービスが地域の隅々まで行き届いたまちづくり

《4つの視点が目指すもの》

□各地域が連携し、輝き、響き合うまちづくり

本地域を構成する1市1村が連携することにより、お互いがいろいろな形で影響しあい、交流や協力を通じて新しい価値を生み出しながらまちづくりを進めます。

□環境と共生し、安全で安心な、活力あるまちづくり

本地域の豊かな自然環境と共生することにより、災害などからの安全を確保するとともに、豊かな自然を背景とした福祉の充実などを通じて、住民の皆さんが安心して生活が送れ、しかも、元気に働くことができる、活力ある新市を創造します。

□地域資源を活かし本物を目指したまちづくり

本地域の豊かな自然環境などの地域資源を最大限に活用して、借り物ではない地域にしっかりと根ざした本物のまちづくりを進めます。

□住民サービスが地域の隅々まで行き届いたまちづくり

本地域の全ての人々が安全で快適に生活できるように、きめ細かでそれぞれの状況に臨機応変に対応した住民サービスを提供できるまちづくりを進めます。

2 新市の将来像

新市建設の基本理念を前提として、新市の将来像を以下のように定めます。

生涯を通じた安全・安心都市

少子・高齢化の進行する中、市民一人一人が生涯を通じて安全にそして安心して暮らせることは、住民にとって、最も基本的なことです。

そこで、高齢者、障害者にやさしいまちづくり、子どもを生き育てやすいまちづくりを目指します。

また、住民の生命と財産を守る安全で安心な暮らしを確保するため、防災の面から安全性を重視した土地利用や都市基盤整備を進め、災害などに強い安全なまちづくりを目指します。

人と地域と自然が共生する環境都市

豊かな自然は、我々が生きていく上で必要な水、食糧、大気を与えるとともに、心を癒し、明日への活力を育んでくれます。

この自然環境を守り、次の世代に残し、限りある資源として有効に活用し、自然と共生するまちづくりを目指します。

活力ある調和型産業都市

本地域全体として、多様化する市場需要を先取りした新しい事業の展開、独創的な商品開発、新技術の開発に取り組み、先端技術産業や情報通信、環境、生活関連産業など新たな産業を展開し、バランスのとれた多彩な産業構造への転換を図り、活力ある産業都市を目指します。

また、新しい発想として、自然環境を保全し、活用する、少子高齢化社会に対応した 21 世紀型新産業を創出し、新たな就業の場と雇用の創出を目指します。

自然と歴史に包まれた文化交流都市

本地域は、緑と海に囲まれ、風光明媚な自然、歴史と伝統に育まれた豊かな文化があり、古くから大陸文化の伝来、交流の窓口として重要な役割を果たしてきました。これらの資源を活用し、自らの地域に誇りと愛着を持ち、訪れる人を温かく迎える、優しさあふれるまちづくりを目指します。

本物が輝く観光都市

本地域は、自然景観に恵まれ、多様な文化、歴史など多くの地域資源・観光資源（唐津焼、祭り、城跡、温泉等）を有しており、これらを活かした魅力ある観光都市を目指します。

また、アジアへ近い立地を活かし、アジアを視野に入れた国際観光都市を目指します。

3 新市建設計画の基本方針

新市建設計画の基本方針として、次の7つを基本としたまちづくりを進めます。

まちづくり7つの基本

- 快適居住空間形成と長寿社会対応のまちづくり
- 人と自然が共生する環境調和型のまちづくり
- 農林業・水産業・商工業の調和ある発展を目指すまちづくり
- 交通・通信ネットワークの整備による機能的なまちづくり
- 若者の定着するまちづくり
- 文化・教育・国際交流のまちづくり
- 自然、歴史、文化を活用した観光のまちづくり

(1) 快適居住空間形成と長寿社会対応のまちづくり

文化機能、高等教育機能、情報機能等の都市機能強化を進め、本地域全体のレベルアップを図ります。これらに加え、上下水道、ごみ、し尿等の生活サービス機能の整備により環境と共生する快適居住空間の形成を推進します。

消防施設、防災情報通信体制の整備等を行い、消防防災体制の充実強化を進め、安全なまちづくりに取り組みます。

また、長寿社会の進行に対し、高齢者が安心して快適に生きがいを持って生活できるように、高齢者福祉施設の充実、在宅福祉サービスの充実を図るなど、環境づくり、社会システムづくりを目指します。

消費生活トラブルが複雑多様化し、消費生活相談が増加している中、住民の安全安心な消費生活を確保するため、消費者啓発や相談窓口の充実に努めます。

(2) 人と自然が共生する環境調和型のまちづくり

豊かな自然に恵まれた本地域は、河川や海域の浄化、森林の緑化など自然環境の保全、回復に取り組むとともに、これらを地域資源として活用し、環境と調和したまちづくりを目指していく必要があります。

このため、自然との触れ合いの場や子供たちが主体的に学習できる場を通しての環境教育への取り組み、資源のリサイクルなど環境に配慮した暮らしの推進、植林の促進による森林緑化や下水道整備の推進等による水質保全を図っていきます。

(3) 農林業・水産業・商工業の調和ある発展を目指すまちづくり

地域の生産力を高め、多様化する消費者ニーズへ対応するため、地域の特性を活かした特産品の開発、生産基盤の整備、高度情報化に対応した基盤整備を図ります。

また、インターネット等情報基盤を活用した本地域外への販路拡大などにより調和のある産業の発展を目指します。

さらに、新しい発想として、自然環境を保全し活用します。また、少子高齢化社会に対応した 21 世紀型新産業を創出し、新たな雇用、就労の場の確保を目指します。

(4) 交通・通信ネットワークの整備による機能的なまちづくり

本地域内の観光、商工業、農林水産業の振興を図り、地域の特色を活かし魅力豊かな地域として発展していくためには、広域幹線道路網の整備、情報ネットワーク網の整備を図る必要があります。

特に、地域の一体的な発展を図るための幹線道路の整備促進や西九州自動車道等の高規格道路の早期完成を促進します。

また、高度情報化が急速に進展する中、住民の文化、生活向上の面においても、情報通信ネットワーク網の整備を図る必要があります。防災行政無線等情報通信基盤の整備、CATV のエリア拡大などを推進します。

地域の交通安全と交通事故防止のため、市民と協働して交通ルールの遵守と交通安全意識の高揚に努め、関係機関・団体とも連携して交通安全対策の推進と交通安全施設の整備を推進します。

(5) 若者の定着するまちづくり

本地域に住む若者が生きがいを持って働くことのできる就業の場を創造するとともに、大学等の高等教育機関の誘致により、若者が本地域内にとどまる環境づくりが不可欠です。

また、福岡都市圏との交通アクセスの整備をにらみ、若者ニーズに対応した魅力あるまちづくりを推進することにより、若者を含めた交流人口の増大を図ります。

(6) 文化・教育・国際交流のまちづくり

文化・教育・国際交流を図るため、大学等高等教育機関の誘致を促進し、また、現にある佐賀大学海浜台地生物環境研究センターを中心として、これらとの連携により、文化・教育地域づくりを推進します。

本地域は、アジア大陸に近く、歴史的に大陸文化交流の中継基地の役割を果たしてきました。この地理的条件を活かし、友好・姉妹都市を中心に、人的交流、経済交流、文化・スポーツ交流等これら地域との交流をさらに

深め、国際交流を推進します。

また、本地域は、多様な伝統文化を醸成してきましたが、この伝統文化の継承、保存を行い、これらを大切にしながら、地域の特色のある新しい文化を創造し、発信していきます。

(7) 自然、歴史を活用した観光のまちづくり

本地域は、歴史と伝統に育まれた豊かな文化、緑と海など風光明媚な自然に恵まれており、農林水産物の資源も豊富です。

これらの豊かな資源を活用し、海水浴、マリンスポーツ、グリーンツーリズム、歴史探訪、農林水産業との連携による体験・交流型観光等の充実を図ります。

また、地域特産品を活かした新たな観光リゾート拠点づくりを展開します。

さらに、本地域は、古くから大陸文化の伝来、交流の窓口として重要な役割を果たしてきました。この地理的条件を活かし、アジアへの情報発信、ハード及びソフト両面での受け入れ体制の整備、観光客の誘致などを推進し、アジアを視野に入れた国際観光都市を目指します。

4 土地利用構想

土地は、現在と将来の住民の生活と文化、産業を支える土台です。

長期的な観点で貴重な土地の保全を図るとともに、時代に対応した有効な土地利用を実現するため、計画的で適正な土地利用の促進を図ります。

松浦川及び多数の河川流域を中心とした緑豊かな山林、農地、海岸などの伝統的な土地利用を保全するとともに、本地域の活性化のために住宅地の整備や産業などの導入を通じて土地を有効に活用し、これらを調和させながら長期的視点に立った快適な生活・交流空間を創造します。

(1) 土地利用の基本方針

本地域は、北部は玄界灘に、西部は伊万里湾に面した沿岸地域で、東部から南部は天山山系等の山林地域に囲まれるなど、豊かで優れた自然環境に恵まれています。

このような自然環境を背景に、水産資源はもちろん、山間部の豊富な森林資源や河川が形成する流域の肥沃な農地などを活かした農林漁業の振興をはじめ、沿岸部及び山間部での観光・レクリエーション資源の整備など新しい地域産業の展開を進めています。

また、本地域は、福岡都市圏へ通じる国道 202 号、佐賀市へ通じる国道 203 号をはじめとして、国道 204 号、323 号などで本地域外の主要都市とつながっています。西九州自動車道、国道 203 号バイパスなどの広域的な交通基盤整備が進む中で、新たな産業展開と活力に満ちた地域発展の気運がますます高まってくることが予想されます。

このような地域をとりまく社会経済環境の変化や地域特性等を踏まえて、土地利用に際しての共通視点を以下のように設定します。

■土地利用の共通視点

- 地域内資源を最大限に有効活用することを基本として、本地域の様々な社会経済活動を実現するための土地利用を推進します。
- 本地域の背景となっている山間部、河川流域の平野部、風光明媚な沿岸部などの自然環境保全と有効利用、特に沿岸部及び山間部での観光・レクリエーション資源の利活用を図ります。
- 地域内に数多く残る歴史的史跡、郷土文化をより一層育み、個性豊かな生活・交流空間を整備します。

土地利用に際しての共通視点を前提として、本地域を大きく都市的土地利用地域及び農林漁業的土地利用地域の2つの地域から構成されるものとして、土地利用の基本方針を以下に示します。

① **都市的土地利用地域**

都市的な機能を高度に集積し、本地域の都市的利便性と賑わいを満喫できる地域で、唐津市の中心市街地を中心としたエリアを想定しています。

この地域は、行政、経済、高等教育、情報通信、物流などの拠点機能を整備します。

② **農林漁業的土地利用地域**

海、山などの豊かな自然環境を背景として、各種農林漁業生産の場と都市住民の癒しの場を整備する地域で、本地域の都市的土地利用地域を除くエリアを想定しています。

この地域は、住環境基盤、情報通信基盤、田舎の景観や伝統文化の維持、農林漁業生産基盤、地域交通基盤を整備します。

③ **地域内外ネットワーク動線**

都市的土地利用地域と農林漁業的土地利用地域相互の連携、1市1村の連携、本地域外との連携を実現する国道を中心とした地域内外幹線道路を整備します。

幹線道路沿線には、立地特性を活かした沿道型産業拠点を整備します。

(2) 将来都市構造

土地利用計画の前提となる将来都市構造を、土地利用の基本方針を前提に下記にあげる軸と拠点の組み合わせとして構成します。

① 都市構造の基本となる自然軸・都市軸

本地域を東から南にかけて取り囲む山林と、北から西にかけて取り囲む海浜・島嶼並びに中央部を南から北に流れる松浦川及び東部を東から西に流れる玉島川により構成されるのが自然軸です。

また、本地域内における諸活動の軸として機能している国道 202 号、203 号及び鉄道をはじめとした広域交流軸・域内幹線交流軸で構成されるのが都市軸です。

これらの自然軸と都市軸を本地域の基本骨格とします。

□ 自然軸

自然軸は、松浦川及び玉島川の親水空間、周辺の緑豊かな山並みや多様に入り組んだ海浜に連なる自然系の観光・レクリエーションゾーンなどを結び北部九州を代表する観光・レクリエーション幹線として整備を進めます。

□ 都市軸（広域交流軸、域内幹線交流軸）

都市軸は、質の高い街路空間の創出、さまざまな交通機関を円滑に処理する交通機能の確保、軸にふさわしい沿道景観など、本地域の個性を感じる魅力と賑わいのある空間として整備を進めます。

中でも広域交流軸は、福岡都市圏、佐賀都市圏、長崎都市圏に広がる生活行動と広域交流を支える軸として整備を進めます。また、域内幹線交流軸は、域内の生活拠点を相互に結ぶ交流・連携を支える軸として整備を進めます。

② 都市中心拠点、都市準拠点

都市中心拠点は、唐津市街地を核とする空間であり、都市準拠点は唐津市浜玉町市街地を中心とした地区で、都市的な集積を進めます。

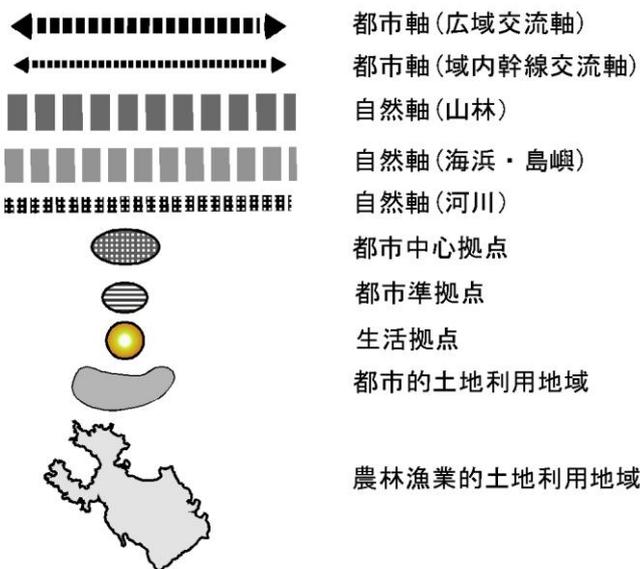
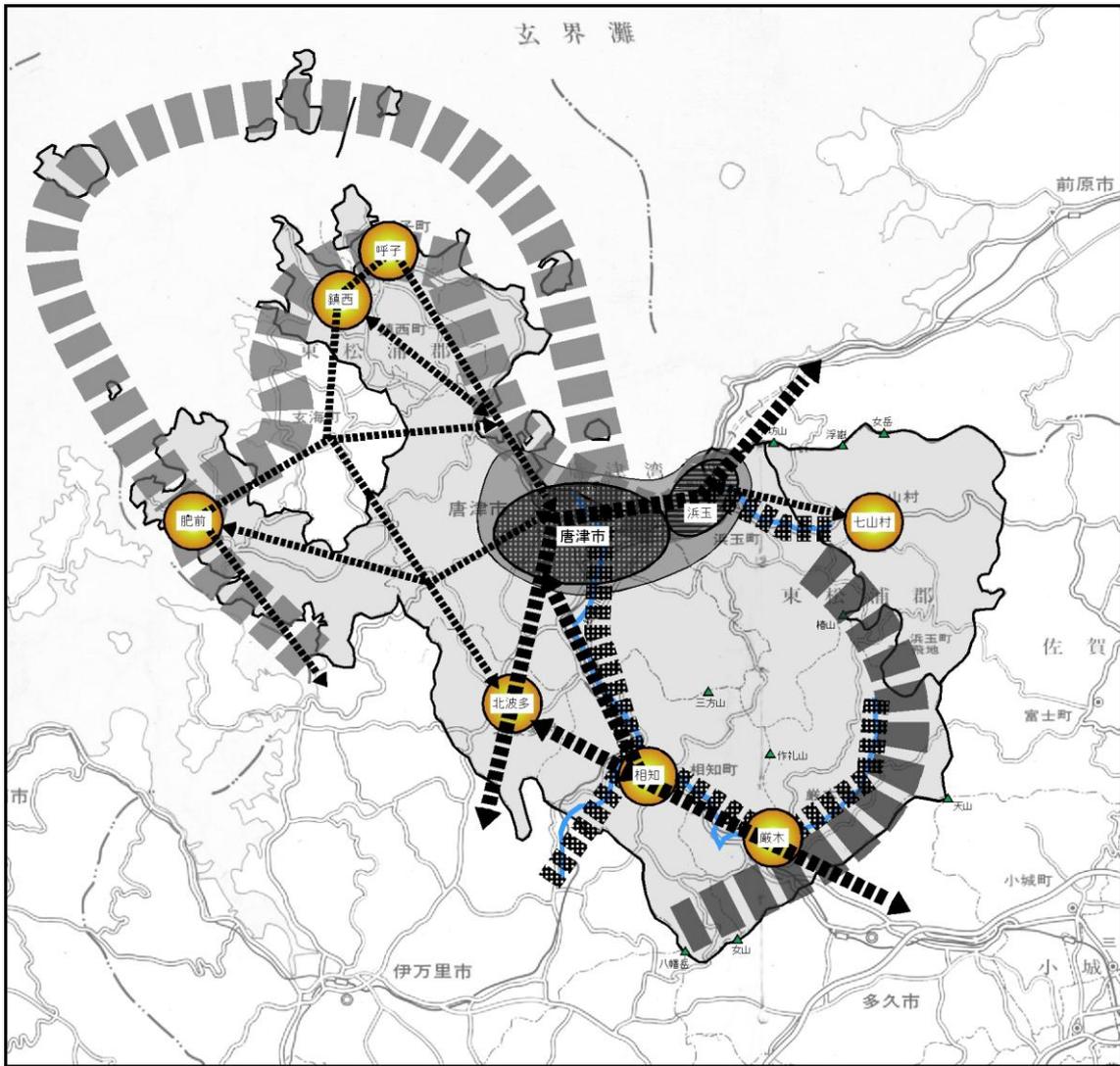
③ 生活拠点

生活拠点は、域内の生活の核となる空間であり、その地域で培われてきた資源を最大限に活用して、個性的な生活空間を実現する拠点として整備を進めます。

④ 都市的土地利用地域、農林漁業的土地利用地域

都市的土地利用地域は都市中心拠点、都市準拠点を核とした海岸平野部の地域で、それを囲むように農林漁業的土地利用地域を設定します。都市的土地利用地域と農林漁業的土地利用地域はそれぞれの固有資源を活かした役割分担と連携を進めます。

■ 将来都市構造イメージ ■



5 地域別整備の方針

新市を構成する各地域がそれぞれの歴史・文化・資源的特性を活かした本物のまちづくりを進めながら、「各地域が連携し、輝き、響き合う」新市全体としてのまちづくりにつなげていきます。

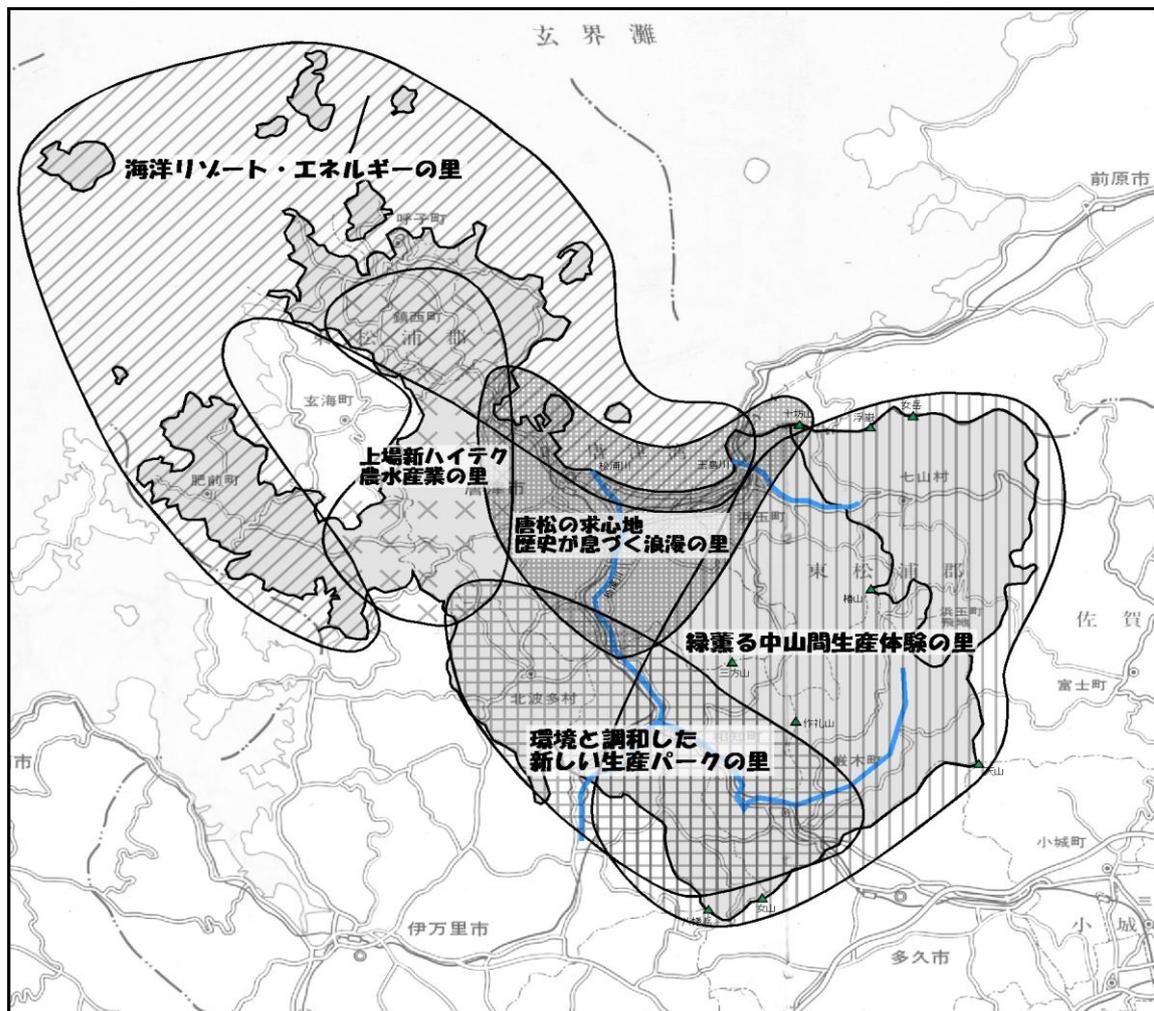
さらに、「環境と共生し、安全で安心な、活力ある新市の創造」のため、自然環境を保全・活用する21世紀型の新しい産業を創出し、新たな就業の場と雇用の創出を目指します。

これまで、本地域においては、豊富な観光資源（唐津焼、祭り、歴史、城跡、温泉等）を活かし、まちづくりを行ってきましたが、これらを基礎として、さらに地域全体の発展を図るものです。

このため、土地利用の基本方針、将来都市構造を踏まえて、本地域を以下の5つのゾーンに分け、その発展方向を示します。

それぞれの地域は、安全で安心な生活環境、自然・歴史・文化資源の保全、これらの地域資源を活かしたまちの個性づくり及び産業の振興を共通課題として整備を進めるものとします。

■ゾーニング■



(1) 「海洋リゾート・エネルギーの里」ゾーン

この地域は、入り組んだ海岸線や島嶼など風光明媚な自然環境や名護屋城跡・陣跡など歴史遺産を持つとともに、火力や風力などの電力エネルギーの供給地域であり、これらを活かした地域整備を進めます。

【整備方針】

- ◆沿岸部に位置した特徴を活かして、複雑に入り組んだ海岸環境の保全と海の資源を活用した海洋体験、学習リゾートとして整備を進めます。
- ◆エネルギーの供給地域としての立地を活かした地域振興を進めます。
- ◆玄界灘からの海風を利用した風力発電エネルギー施設の整備など、環境にやさしい地域振興を進めます。
- ◆沿岸漁業を振興するため、水産業の基盤整備を進めます。

【重点整備項目】

- ◆コンピューターグラフィックス等を利用した海の生物、海の地形やその歴史、島嶼の歴史や生活などを紹介する施設、海浜磯公園に海の体験・学習型施設などを整備します。
- ◆内陸まで入り組んだ海岸線を利用した海釣り公園、花と冒険の島及び温泉リゾートを核として海洋スポーツ体験、漁業体験などができる施設を整備します。
- ◆海浜などの恵まれた自然を活かし、マリンスポーツの拠点として整備を進めます。

(2) 「上場新ハイテク農水産業生産の里」ゾーン

この地域は、東松浦半島一帯に広がる上場台地で、土地改良事業が進む畑作地帯をなしており農業が盛んな地域です。自然を守り食糧の安定供給の役割を担う地域として整備を進めます。

【整備方針】

- ◆ハイテク技術を駆使した内陸型農水産拠点として整備します。

【重点整備項目】

- ◆広大な上場地域に佐賀大学海浜台地生物環境研究センターの研究成果や水耕栽培、陸上養殖などの新技術を導入した企業経営などの農水産ファームを集積し、特産品となる高付加価値で安定供給のできるを生産し、新農水産業基地を整備します。
- ◆いろいろな自然体験ができる施設も併せて整備します。

(3) 「唐松の求心地 歴史が息づく浪漫の里」ゾーン

この地域は、行政機能、経済機能、文化機能、高等教育機能、情報機能、交通機能等都市機能を持つ地域であり、新市の求心地として整備を進めます。

【整備方針】

- ◆唐津市中心部、特に中心市街地は、本地域の顔であり中心地です。この機能を維持し、顔としての地元商業の再興と併せて本地域の中心核として整備します。
- ◆唐津市浜玉町の海岸部は、本地域の福岡方面の玄関口として、唐津市の都市中心へと導く都市準拠点として都市的整備を進めます。

【重点整備項目】

- ◆史跡・歴史的建物などの保全と活用を通して、街全体をミュージアムとして整備します。
- ◆佐賀大学の研究施設など最先端のバイオ技術の導入と関連する企業の誘致により産業の高度化を図り、本地域内外への情報発信基地として整備します。

(4) 「環境と調和した新しい生産パークの里」ゾーン

この地域は、西九州自動車道や佐賀唐津道路等の整備が進められるなど、交通利便性の高い地域であり、これを活用した地域整備を進めます。

【整備方針】

- ◆新しい産業を生み、雇用を創出する工業生産拠点として整備します。
- ◆これらの地域に働く人々の職住近接型の住環境整備を図ります。

【重点整備項目】

- ◆これまでの分譲工業団地型ではない周辺の自然環境に溶け込んだ一定規模の企業団地を集積し、そのエリア全体を企業公園として整備します。

(5) 「緑薫る中山間生産体験の里」ゾーン

この地域は、河川、山林、田園など豊かな自然に恵まれた中山間地域であり、これらの地域資源を活かした地域整備を進めます。

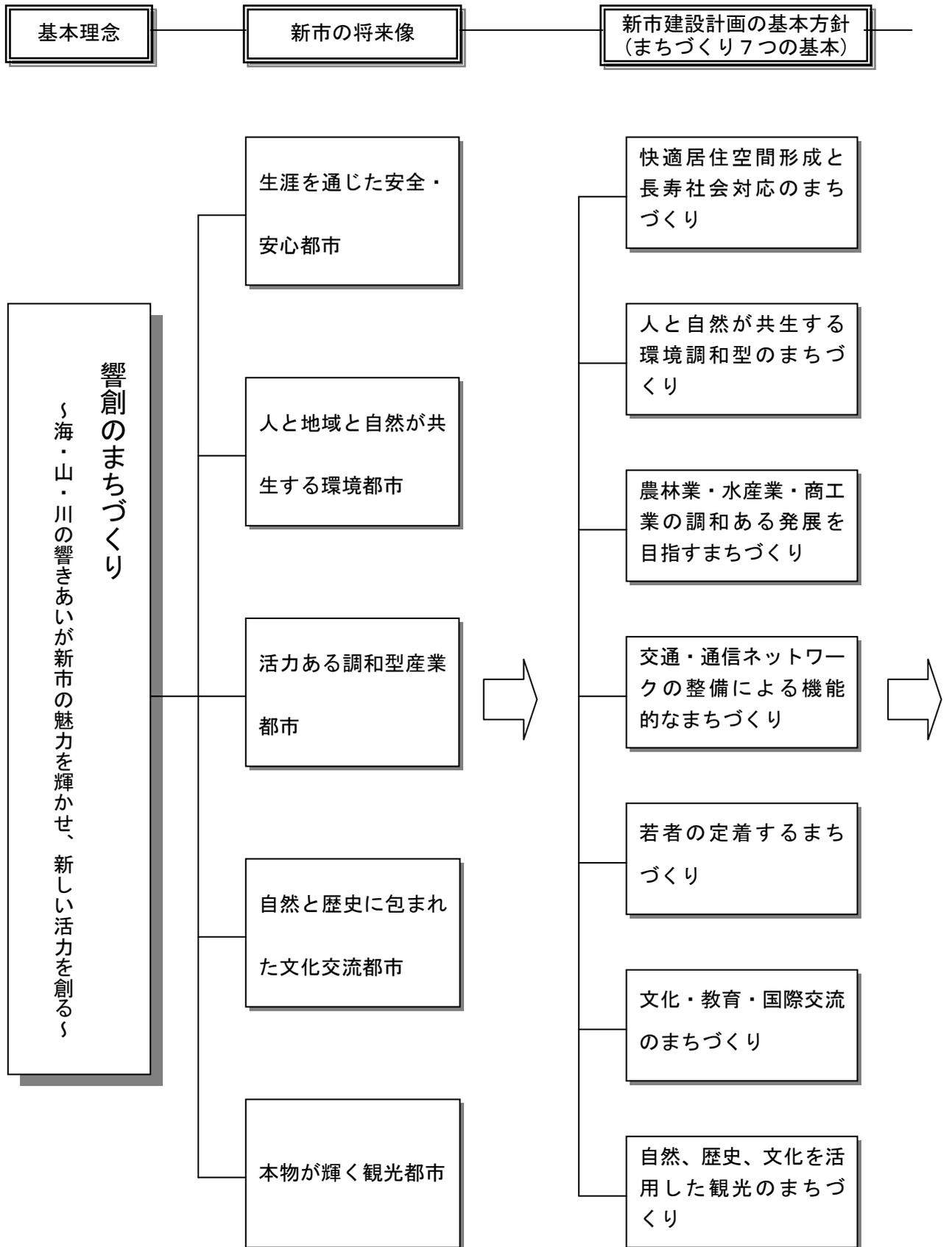
【整備方針】

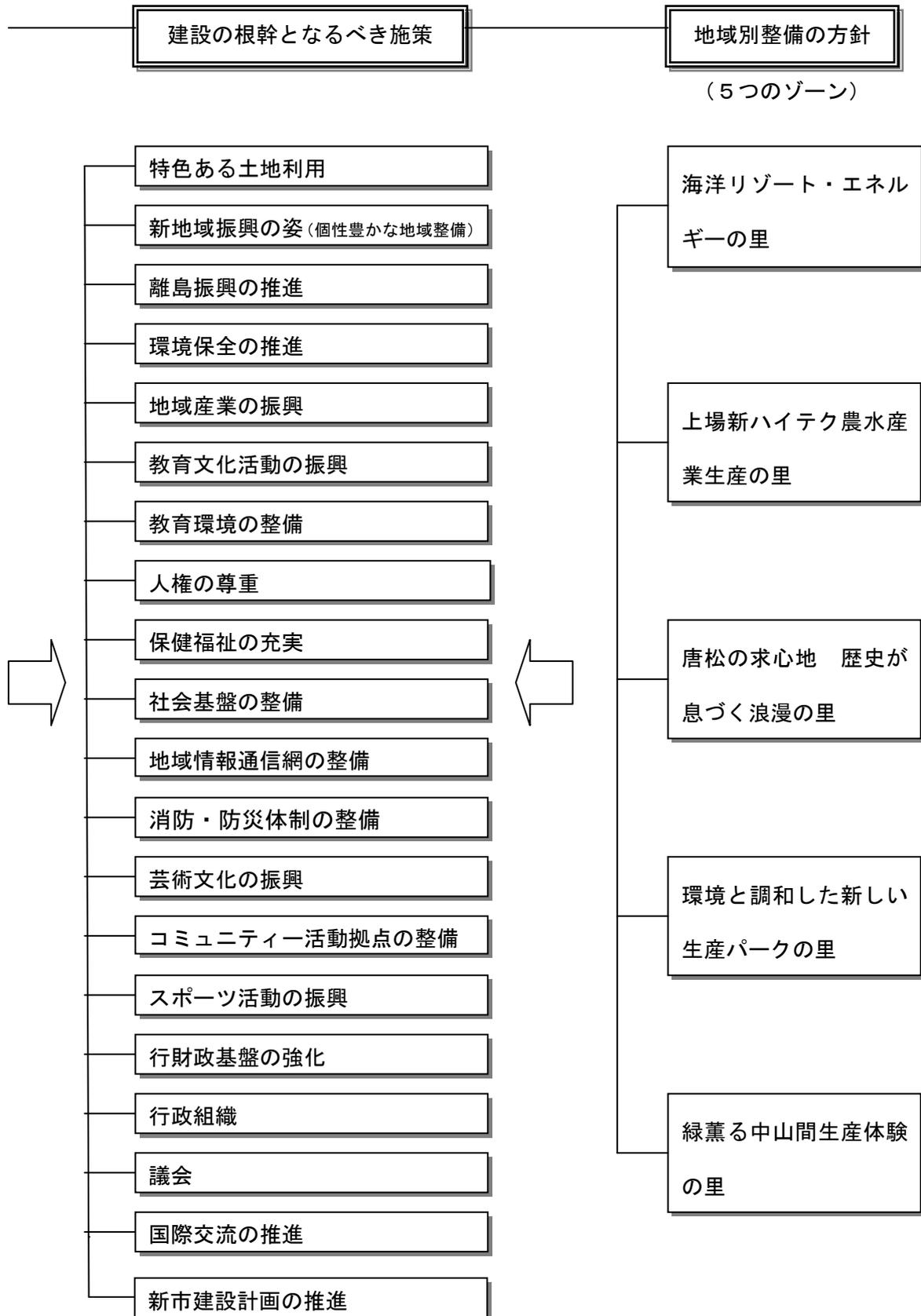
- ◆中山間農林リゾートとして緑豊かな山林の自然を保全することにより、水資源のかん養機能も高めるとともに、農業生産と観光の拠点として整備します。

【重点整備項目】

- ◆新鮮なフルーツ、野菜など地場産品を活用した特産品の開発、きのこ狩り、昆虫採集、野営などが体験できる環境を整備します。
- ◆滝や溪流の景観を活用した観光施設及びシイ、カシ、ケヤキなどの広葉樹の森の再生を図りながら自然体験施設を整備します。

《新市建設計画の体系》





Ⅲ 新市建設の根幹となるべき施策

1 特色ある土地利用・・・地域の特性を活かした生活と産業の拠点づくり

【施策方向】

地域の特性を活かした生活と産業の拠点づくりを目指すため、都市計画、農振計画等施策の整合性の確保、開発促進地域と環境保全地域の色分け、自然林の保全と再生等の課題を解決する必要があります。このため、住民生活環境の保全を踏まえた土地利用計画を策定し、本地域の持つ自然環境や歴史的環境を損なうことのない生活環境と生産活動の調和のとれた土地利用の推進を図ります。

《主要施策》

- ◎人、自然、歴史、文化を守り、環境と共生する土地利用の推進
- ◎やすらぎとおいを提供する空間づくり
- ◎自然林の保全と活用

《主要事業》（例示）

- 国土利用計画策定事業
- 都市計画マスタープラン策定事業
- 中心集落再開発事業
- 臨港地域開発事業

2 新地域振興の姿（個性豊かな地域整備）・・・都市部・周辺部それぞれの地域を活かす地域振興とまちづくり

【施策方向】

都市部・周辺部それぞれの地域を活かす地域振興とまちづくりを目指すため、地域人口の減少・高齢化、過疎地域の持つマイナスイメージの克服、まちづくりを担う人づくり、産学振興策の策定等の課題を解決する必要があります。このため、大学等高等教育機関、企業等の誘致による活性化を図り、メディア・イベントを活用した地域情報の発信を行い、地域の特色が明確にわかるまちづくりを進めます。

《主要施策》

- ◎大学、企業等の誘致の促進
- ◎メディア、イベントの活用による地域情報の発信

- ◎快適居住空間形成と長寿社会モデルの地域づくり
- ◎農山漁村の特徴を活かした自然と健康感あふれる地域づくりの推進
- ◎教育、学術環境の向上を目指した学術研究都市づくりの推進

《主要事業》(例示)

- 総合計画策定事業
- 土地区画整理事業
- 川と山を活かした地域づくり事業
- 木の香るエコハウスづくり事業
- 住みたい地域定住促進事業
- 活力ある地域づくり事業

3 離島振興の推進・・・地域の個性を活かした活力ある島づくり

【施策方向】

地域の個性を活かした活力ある島づくりを目指すため、離島が持つ「ゆとり」、「やすらぎ」、「癒し」を求める都市住民ニーズへの対応、特色ある貴重な歴史的文化的遺産の積極的活用、海洋性スポーツ拠点としての島外へ向けた観光資源の情報発信等の課題を解決する必要があります。このため、諸島間の連携、体験学習型交流の推進、地域間交流の推進、活力ある産業の振興、快適な生活環境の整備を進め、交流人口の増加を図ります。

《主要施策》

- ◎NPO法人との共同による諸島間の連携強化
- ◎ブルーツーリズムなど体験学習型交流の推進
- ◎沿岸漁場の整備開発及び栽培漁業の推進
- ◎安全・安定的な離島航路の確保
- ◎保健医療の充実・強化
- ◎水資源の確保

《主要事業》(例示)

- 島おこしイベント事業
- 地域情報化CATV整備事業
- 離島航路補助事業

4 環境保全の推進・・・自然と共生する環境調和都市

【施策方向】

自然と共生する環境調和都市を目指すため、農業従事者の減少等による耕作

放棄地の増加、林地開発等による森林の水源かん養機能等の低下、廃棄物の不法投棄、廃棄物の適正処理、地球温暖化防止対策、自然環境保護に対する住民意識の高揚等の課題を解決する必要があります。このため、伐採跡地等への植林、下水道の整備、不法投棄監視体制の強化、廃棄物の減量化・リサイクル等を進め、また、市民、事業者、行政の役割分担による自主的かつ積極的な環境保全の取り組みや学校、家庭、社会の連携による環境教育の推進を図ります。

《主要施策》

- ◎森林資源の保全及び山間地域への植林の取り組み
- ◎廃棄物の減量化及びリサイクルの推進
- ◎一般廃棄物処理施設の適正管理
- ◎市民・事業者・行政が一体となった自然環境保全活動の推進
- ◎公共工事における生態系や自然景観への配慮の徹底
- ◎学校等における環境教育の推進
- ◎水環境の保全

《主要事業》(例示)

- 環境基本計画策定事業
- 海岸環境整備事業
- 新エネルギー・自然エネルギー導入促進事業
- 河川環境整備事業
- 廃棄物減量化リサイクル推進事業
- 一般廃棄物処理施設整備事業
- 森林保全事業
- 公共下水道、農漁業集落排水事業、浄化槽整備事業
- 河川改修事業(県事業)
- 海岸整備・保全事業(県事業)
- 急傾斜崩壊防止事業(県事業)

5 地域産業の振興

(1) 農林業・・・自然と環境を守り後継者が育つ魅力ある農林業都市

【施策方向】

自然と環境を守り後継者が育つ魅力ある農林業都市を目指すため、経営体の協業化及び農協の合併・再編、後継者不足、生産基盤の整備、担い手の育成・確保、優良農地の保全活用と遊休農地の有効利用等の課題を解決する必要があります。このため、特産品の開発及び関連加工施設の整備を進め、農業生産法人組織の拡充を図り、都市と農山村の交流促進、消費者参加型農業

経営の研究等を進めていきます。また、林業についても、高能率、低コストの優良林業地の形成を図るとともに、適正な森林管理により森林環境を維持し、さらに森林ボランティア団体等、新しい視点に立つ就労体系の形成を進めます。

《主要施策》

- ◎高付加価値農林産物（特産品）の開発
- ◎消費者参加型農業経営の研究（作物オーナー制、観光農園等）
- ◎グリーンツーリズムの普及・定着
- ◎農林産物の地域ブランド化やベンチャー農業の振興
- ◎高能率、低コストの優良林業地の形成
- ◎森林ボランティア団体等における新たな就労体系の形成

《主要事業》（例示）

- 園芸農業確立対策事業
- 経営構造対策事業
- 経営体育成基盤整備事業
- 「森林を守る交付金」事業
- 森林整備事業
- 林道整備事業
- 農道整備事業
- 畜産環境施設整備事業
- 中山間地域総合整備事業（県事業）
- 県営畑地帯総合整備事業（県事業）
- 農道整備事業（県事業）
- 県営ため池等整備事業（県事業）

(2) 水産業・・・豊かな海を守り後継者が育つ魅力ある水産業都市

【施策方向】

豊かな海を守り後継者が育つ魅力ある水産業都市を目指すため、経営体の協業化及び漁協の合併・再編、後継者不足、担い手の育成・確保、水産港唐津港の振興等の課題を解決する必要があります。このため、高付加価値水産物（特産品）の開発、獲る漁業から育て管理する漁業への転換を行い、流通ルートの開発、地域ブランド化、唐津港振興等を進めていきます。また、水産環境の再生と保全のため森林保全・森づくり活動の推進を図ります。

《主要施策》

- ◎新技術の導入や栽培漁業の推進
- ◎玄界灘ブランドの確立
- ◎消費者との交流の促進
- ◎高付加価値水産物（特産品）の開発及び関連加工施設の整備
- ◎水産環境の再生と保全のための森づくり活動の推進

《主要事業》（例示）

- 水産業活性化支援事業
- 水産基盤整備事業
- 漁港海岸環境整備事業
- 回遊性資源増大事業
- 漁業後継者育成事業
- 漁港交流センター整備事業
- 種苗放流事業
- 養殖漁場保全事業
- 水産基盤整備事業（県事業）

(3) 商業・・・地域に密着した商業活動都市

【施策方向】

地域に密着した商業活動都市を目指すため、商工団体の合併・再編、経営者の高齢化、購買力の大都市圏への流出、中心地区商店街の空洞化、周辺地域の商店の形態等の課題を解決する必要があります。このため、商店街活性化支援策の充実を図り、経営改善と近代化を進めるとともに、快適性、集客性のある商業コミュニティーの形成を目指し、地域が支える商店街づくり等を進めます。

《主要施策》

- ◎ベンチャー企業育成の施策づくり
- ◎快適性・娯楽性のあるコミュニティーの形成を目指した商店街づくり
- ◎商店街活性化支援策の充実

《主要事業》（例示）

- 商店街活性化事業
- 商工業経営改善普及事業
- 商業集積事業
- 制度融資事業

○中小企業後継者育成支援事業

(4) 工業・・・・定住・雇用を促進する工業活動都市

【施策方向】

定住・雇用を促進する工業活動都市を目指すため、商工団体の合併・再編、経営者の高齢化及び後継者不足、雇用の場の確保、産学協同による新産業創造への支援等の課題を解決する必要があります。このため、各種団体及び業種間の組織強化及び連携強化、生産団地化の促進、工業用地の確保及び企業誘致の推進、人材の育成・確保等を進めていきます。

《主要施策》

- ◎各種団体及び業種間の組織、連携強化
- ◎地場産品、原材料を活かした工業地域の開発
- ◎協業化や共同開発による経営効率化
- ◎工業用地の確保及び企業誘致の推進
- ◎ベンチャー企業育成の施策づくり

《主要事業》(例示)

- 企業誘致推進事業
- 企業団地造成事業

(5) 観光・・・・情報の発信と交流の先端を担う観光都市

【施策方向】

情報の発信と交流の先端を担う観光都市を目指すため、観光協会等の団体の統合、地域単位の観光イベントの存続、宿泊客の伸び悩み等の課題を解決する必要があります。このため、観光資源の再発見と利活用を行い、観光情報システムの統合、施設整備を進め、また、自然の景観・農漁業・文化的遺産を活かした観光開発、観光拠点地域の整備を推進していきます。

《主要施策》

- ◎広域観光ルートの改善、宣伝の強化
- ◎体験型観光など農漁業と連携した観光事業の展開
- ◎アジア近隣諸国との観光交流の促進
- ◎観光資源の再発見と利活用（自然、農漁業、文化的遺産等）
- ◎観光イベントの充実、宣伝の強化

<p>《主要事業》(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光宣伝事業 ○フィルムコミッション事業 ○伝統芸能保存活用事業 ○ふるさと体験工房整備事業 ○観光施設整備事業 ○フラワー拠点整備事業 ○陶芸の里整備事業 ○新観光ルート形成事業
--

6 教育文化活動の振興・・・人・自然・歴史・文化を活かした生涯学習都市
【施策方向】

人・自然・歴史・文化を活かした生涯学習都市を目指すため、地域特有の文化活動の保存、継続への取り組み、生涯学習施設運営の効率化、ネットワークづくり、人材育成、団体育成等の課題の解決を図る必要があります。このため、多様な学習プログラムの提供や高度情報通信網による各施設のネットワーク化を図り、文化・美術・歴史資料館等、施設の適正配置と既存施設の整備を充実していきます。

<p>《主要施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎高度情報通信網による公民館、図書館等のネットワーク化 ◎伝承芸能継承者の育成・支援 ◎ボランティア団体等地域づくりの中心となる人材の育成 ◎文化財の保存・活用の推進
--

<p>《主要事業》(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習基本計画策定事業 ○伝承芸能保存整備事業 ○人材育成事業 ○文化財発掘調査事業 ○文化活動拠点整備事業 ○史跡・旧宅等整備事業 ○講座開設事業
--

7 教育環境の整備

(1) 義務教育・・・学校・家庭・地域がつくる開かれた教育推進都市
【施策方向】

学校・家庭・地域がつくる開かれた教育推進都市を目指すため、歴史的・地理的な学校区の再編、遠距離通学者に対する交通手段の確立、児童・生徒数の減少への対応、教育環境の改善、情報教育の強化、地域・家庭の協力と参画等の課題の解決を図る必要があります。このため、学校区再編成による学校規模の適正化と適正配置を行い、教育施設の整備・改善を進めると同時に、心の教育、個性を活かす教育・郷土教育を推進し、学校・家庭・地域の連携強化等を図っていきます。

《主要施策》

- ◎心の教育の推進
- ◎個性を活かす教育、郷土教育の推進
- ◎国際化に対応した教育環境の整備
- ◎学校、家庭、地域が一体となった教育体制の構築
- ◎学校規模の適正化と適正配置
- ◎自然体験・環境教育の推進
- ◎地域の将来を担う人材の育成

《主要事業》（例示）

- 小中学校施設整備事業
- 世代・地域間交流事業
- 外国人語学指導者導入事業
- 給食センター整備事業
- 小中学校 I C T 教育設備整備事業

(2) 中等教育・・・地域の個性を重視した人材育成推進都市

【施策方向】

地域の個性を重視した人材育成推進都市を目指すため、情報化や国際化の進展に対応した教育環境の整備、地域文化の担い手となる人材の育成など、高校再編を視野に入れた中等教育環境の整備が必要です。各高等学校の特色を活かし、情報化の進展に対応した情報教育等教育環境の整備の充実を推進し、より地域に根ざした学校づくりを支援します。また、教育の機会均等を図り、国際感覚を有する人材育成を支援します。

《主要施策》

- ◎国際化、情報化に対応した教育設備、教育内容の充実
- ◎学校と地域連携の推進
- ◎教育の機会均等の促進

◎地域産業支援のための職業教育課程の確保

《主要事業》(例示)

- 中高一貫教育制度への対応

(3) 高等教育・・・豊かで個性ある研究都市

【施策方向】

豊かで個性ある研究都市を目指すため、アジア等海外を視野に入れた特色ある大学等の誘致、大学等の研究所・セミナーハウスの誘致、九州大学移転に伴う知的資源の利用と研究所等の誘致等を推進します。

《主要施策》

- ◎大学・専門機関の研究所、セミナーハウスの誘致
- ◎人的・知的資源の蓄積
- ◎産・学・官の連携による地域力の向上

《主要事業》(例示)

- 県立大学の誘致推進
- 佐賀大学海浜台地生物環境研究センターとの連携強化

8 人権の尊重・・・すべての人が尊重される人権都市

【施策方向】

すべての人が尊重される差別のない人権都市を目指すため、同和問題をはじめ、女性、子供、高齢者、障害者、外国人などあらゆる人権問題に対して、行政、学校、地域が連携し一体となり、さらなる教育・啓発活動の普及、充実、強化を推進していく必要があります。このため、地域、職場などあらゆる場を通じた人権教育・啓発活動の推進、指導者の育成と資質の向上を図るとともに、ノーマライゼーションの理念のもと高齢者や障害者などにやさしいまちづくりを推進します。また、男女共同参画社会の実現のため、性による役割分担意識の是正と個人を尊重する意識の定着を地域社会全般で図り、男女平等に関する教育・生涯学習の推進を図ります。

《主要施策》

- ◎人権教育・啓発活動の推進
- ◎人権教育指導者の育成
- ◎男女共同参画意識へ向けた啓発活動の推進
- ◎政策・方針決定の場への女性参画の促進

◎住宅・道路・公共施設等のバリアフリー化の推進

《主要事業》(例示)

- 人権教育・啓発活動の研修会の開催
- 人権フォーラム・セミナーの開催
- 男女共同参画基本計画策定
- 高齢者・障害者対応型住宅改善支援制度
- 誘導ブロック敷設・音声誘導装置設置整備

9 保健福祉の充実・・・高度医療情報システムの整備された福祉充実都市

【施策方向】

高度医療情報システムの整備された福祉充実都市を目指すため、身近な存在として利用できる地域保健活動の拠点づくり、サービスの平準化・広域化・高度化、医療費助成制度の統一と適正化、高齢者医療費の増加対策、少子化対策等の課題の解決を図る必要があります。このため、医療施設等と地域拠点施設とのネットワーク化、救急医療体制の強化を図り、高度情報通信システムを活用した保健・医療の導入、高齢者施設・障害者施設・児童福祉施設の充実、子育て及び高齢者・障害者等の支援制度の充実強化等を進めます。

《主要施策》

- ◎高齢化に対応した地域介護サービス網の構築
- ◎保健・医療への高度情報通信システムの導入
- ◎救急医療・遠隔医療システムの構築
- ◎医療施設等と地域拠点施設とのネットワーク化
- ◎高齢者・障害者センターの充実
- ◎子育て支援の充実
- ◎地域福祉計画策定

《主要事業》(例示)

- 高齢者保健福祉計画策定事業
- 児童育成計画策定事業
- 救急医療対策事業
- 地域医療センターエリア整備事業
- 旧唐津赤十字病院跡地整備事業
- 老人保健事業
- 母子保健事業
- デイサービス事業

- 高齢者福祉施設誘致推進事業
- 健康管理システム整備事業
- 就学前児童医療費助成事業
- 地域保健活動事業
- 新市行動計画（仮称）策定事業

10 社会基盤の整備

(1) 広域的交通網の整備・・・中心部から周辺部まで30分圏域の交通便利都市

【施策方向】

中心部から周辺部まで30分圏域の交通便利都市を目指すため、国道、県道、市道の整備促進、路線バスの維持・充実、総合交通センターの充実等の課題を解決する必要があります。このため、本地域内道路ネットワーク計画による優先的整備と計画的整備を進め、総合交通センターの整備等を推進します。また、離島航路における安全性と利便性の向上、鉄道における複線化・電化などによる利便性の向上を図っていきます。

《主要施策》

- ◎国道・県道・市道の整備促進
- ◎総合交通センターの整備
- ◎JR筑肥線、唐津線の複線化・電化の推進
- ◎港湾機能の充実
- ◎離島航路の効率化、利便性の向上

《主要事業》（例示）

- 市道整備事業
- 県道等整備事業（県事業）
- 国道整備事業（県事業）
- 佐賀唐津道路整備事業（国事業）
- 西九州自動車道整備事業（国事業）
- 生活コミュニティーバス運行事業
- 港湾整備事業（県事業）
- 離島航路補助事業
- 離島航路ターミナル整備事業

(2) 水道事業・・・水資源有効利用ネットワーク都市

【施策方向】

水資源有効利用ネットワーク都市を目指すため、給水区域の見直し、水源の確保、浄水場の統廃合による合理化、経営基盤の強化等の課題の解決を図る必要があります。このため、未普及地区の解消を図り、水資源の適正管理、節水・漏水対策を行い、効率的経営を進めます。

《主要施策》

- ◎水源開発計画の策定
- ◎未普及地区の解消
- ◎専門的技術者等人材の確保

《主要事業》（例示）

- 上水道施設管理システム導入事業
- 上水道施設整備事業
- 簡易水道施設整備事業

(3) 下水道事業・・・生活排水処理によるアクア環境都市

【施策方向】

生活排水処理によるアクア環境都市を目指すため、未整備、未計画地域の解消、施設整備に係る財源の確保等の課題を解決する必要があります。このため、計画的な下水道の整備を推進し、費用対効果を考えた事業手法と処理区の選定を行い、施設維持管理の効率化等を進めます。

《主要施策》

- ◎計画的な公共下水道事業の整備促進
- ◎農業集落排水事業、漁業集落排水事業の整備促進
- ◎浄化槽整備事業の効率的採用
- ◎汚泥処理施設の整備（し尿処理も含む）

《主要事業》（例示）

- 公共下水道事業
- 特定環境保全公共下水道事業
- 浄化槽市町村整備推進事業
- 汚泥再生処理センター設置事業
- 農業集落排水事業
- 漁業集落排水事業
- 浄化槽設置整備事業

(4) 公園等・・・地域コミュニティを支え、自然・歴史・文化と語らう
公園都市

【施策方向】

地域コミュニティを支え、自然・歴史・文化と語らう公園都市を目指すため、現施設の効果的利用方法の検討、公園整備の地域間差異の解消、住民に身近な公園・都市緑地の適正配置等の課題を解決する必要があります。このため、地域特性に合った整備、体験学習機能を附加した利用度の高い地域コミュニティ公園の整備等計画的な整備を進めます。

《主要施策》

- ◎総合的な公園整備計画の策定
- ◎地域コミュニティを支える公園整備
- ◎地域特性にあった公園整備

《主要事業》(例示)

- 都市公園整備事業
- 歴史・史跡等公園整備事業
- 親水森林公園整備事業
- 近隣・児童公園等整備事業
- 県立自然公園整備事業
- 合併記念公園整備事業
- 史跡公園整備事業(県事業)

11 地域情報通信網の整備・・・住民と行政の双方向高度情報都市

【施策方向】

住民と行政の双方向高度情報都市を目指すため、防災行政無線設置の検討、高度情報通信網利用の検討、離島・山間地への普及促進、CATV未整備地域の解消等の課題を解決する必要があります。このため、地域情報化推進計画を策定し、地域情報ステーション、通信網幹線の均等な早期整備等を進めます。

《主要施策》

- ◎CATV等地域情報インフラの利活用による情報サービスの提供
- ◎行政サービスシステムのネットワーク化
- ◎通信網幹線の整備促進
- ◎住民と密着した福祉、医療、環境情報の提供

《主要事業》(例示)

- 地域高度情報システム整備事業
- 図書館ネットワークシステム導入事業

12 消防・防災体制の整備・・・住民の生命と財産を守る安全・安心都市

【施策方向】

住民の生命と財産を守る安全・安心都市を目指し、住民生活の安全性の向上を図るため、効果的な消防活動を確保し、的確かつ迅速に対応できる総合的な災害対応力を備えた消防施設及び設備の充実・強化を推進します。また、自然災害や火災など万一の災害の発生時において、地域住民への迅速かつ的確な対応をするための通信体制の整備を推進します。今後、地域を越えた広域的な災害への対応も必要であり、近隣市町村との広域防災体制の連携強化を進めます。

《主要施策》

- ◎消防防災施設・装備の充実・強化
- ◎地域住民に対する広報活動の充実
- ◎防災情報ネットワークの整備
- ◎防災拠点施設・避難所の整備

《主要事業》(例示)

- 総合防災計画策定事業
- 原子力防災体制の確立
- 防災行政無線整備事業
- 防災資材備蓄センター整備事業
- 避難所整備事業

13 芸術文化の振興・・・身近でふれる芸術文化都市

【施策方向】

身近でふれる芸術文化都市を目指すため、施設の適正配置、住民ニーズに対応できる施設への改善、低利用施設の利用率向上、利用団体の育成等の課題を解決する必要があります。このため、文化芸術イベントの積極的開催や文化芸術に関する人材や団体の育成を図るとともに、各施設のもつ収容力・設備機能を検討し、利用目的や施設規模に応じた利用促進を図ります。

《主要施策》

- ◎質の高い文化や芸術に親しめる機会の創出
- ◎目的、規模、機能により利用できる文化環境の整備

《主要事業》(例示)

- 文化施設等整備事業
- 歴史文化資料展示館等整備事業

14 コミュニティー活動拠点の整備・・・地域コミュニティがつくる住民の
生きがいとふれあい都市

【施策方向】

地域コミュニティがつくる住民の生きがいとふれあい都市を目指すため、施設の適正配置と役割分担、生涯学習拠点としての機能充実と利用増大、図書館機能の充実、運営への地域住民の積極的参加と自主運営等の課題を解決する必要があります。このため、情報通信網の整備による事業運営を図り、多様な学習プログラムの提供と指導者・ボランティア・人材バンク等の人づくりと組織化の支援を進めます。また、住民自らが地域コミュニティの創造に参画できる体制を整備します。

《主要施策》

- ◎地域・学校・家庭の相互連携による地域ふれあいの拠点づくり
- ◎指導者・ボランティア・人材バンク等の人づくりと組織化の支援
- ◎生涯学習拠点としての機能充実と利用増大

《主要事業》(例示)

- 公民館施設整備事業
- 歴史資料館整備事業

15 スポーツ活動の振興・・・スポーツ交流と健康づくり都市

【施策方向】

スポーツ交流と健康づくり都市を目指すため、利用目的に応じた施設の統廃合と新設需要の把握、健康づくり住民団体やスポーツ団体の活動実態を把握し、健康づくりスポーツの指導者不足解消、スポーツへの住民参加促進等の課題を解決する必要があります。このため、スポーツ団体の組織化と連携強化を図り、拠点施設の機能を強化し、活動支援体制づくり、学校体育館・運動場の開放等を進めます。

《主要施策》

- ◎生活に密着した、身近な環境で楽しむ生涯スポーツの拠点づくり
- ◎海、山、川など地域資源を活かしたスポーツ活動の拠点づくり

<p>《主要事業》(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校体育施設開放事業 ○運動公園整備事業 ○体育施設整備事業

16 行財政基盤の強化・・・新市建設の基礎となる健全で効率的な行財政運営

【施策方向】

新市建設の基礎となる健全で効率的な行財政運営を目指すため、少子・高齢化、経済成長に対応した財政基盤の確立、事務事業の見直しによる行財政運営の効率化等の課題を解決する必要があります。このため、歳入の確保と財源に見合った財政支出構造の確立を図り、長期的財政計画に立った財政運営を行い、財政健全化目標を掲げ、行財政改革を推進します。また、行財政運営の透明化と情報公開を進めます。

<p>《主要施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎分担金、負担金等受益者負担の適正化 ◎事務事業の重点化 ◎財政健全化計画の策定 ◎行政改革の推進 ◎電子自治体の推進

<p>《主要事業》(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○行政改革大綱の策定 ○庁内電算化事業 ○行政評価システム導入事業

17 行政組織

(1) 組織・職員・・・高度な行政機構の確立と職員の資質向上

【施策方向】

高度な行政機構の確立と職員の資質向上を目指すため、新しい行政課題に対応する組織づくり・人づくりの推進、専門職の配置等の課題を解決する必要があります。このため、組織機構の再編成、新しい行政ニーズに対応する職員の適正配置を行い、専門的知識の習得のための研修機会を充実し、適正な職員管理等を進めます。

<p>《主要施策》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎高度で専門的な行政サービスへの対応
--

- ◎新しい行政課題に対応する部門間の連携
- ◎自己啓発の促進

(2) 庁舎・・・住民が集う新市建設の拠点

【施策方向】

住民が集う新市建設の拠点を指すため、既存庁舎の利用方法の検討、支所・出張所の配置と機能の検討、市役所庁舎の規模検討等の課題を解決する必要があります。このため、新庁舎を拠点とする行政情報ネットワークの整備を進め、現庁舎の支所としての利活用と機能の明確化を図ります。

《主要施策》

- ◎開かれた、利用しやすい庁舎
- ◎住民に身近な行政サービスの総合窓口としての機能の充実
- ◎行政情報ネットワークの整備

《主要事業》(例示)

- 戸籍電算化事業
- 窓口事務ネットワーク整備事業

18 議会・・・地域住民の意見が反映される開かれた議会

【施策方向】

地域住民の意見が反映される開かれた議会を指すため、より広域的、専門的な議員活動の推進、議事調査・立案等事務局機能の強化、議会広報の充実、情報公開の推進を図ります。

《主要施策》

- ◎CATV等による議会審議の情報公開
- ◎議会広報の充実

《主要事業》(例示)

- 議会広報誌の発行

19 国際交流の推進・・・人・物・情報・歴史・文化が行き交う国際交流都市

【施策方向】

人・物・情報・歴史・文化が行き交う国際交流都市を指すため、国際交流団体の連携強化とともに、交流拠点の整備、受入体制・支援体制の整備等の課題を解決する必要があります。このため、友好・姉妹都市を中心とした国際交

流を進め、官民一体となって民間ボランティア活動の組織化と支援の充実、在留・在日外国人とのネットワークの強化等を図ります。また、人・物・情報の交流基地として港湾の整備・利活用促進を図ります。

《主要施策》

- ◎港湾・高速道路の整備促進
- ◎友好、姉妹都市を中心とする海外との国際交流の推進
- ◎国際感覚を持つ人材の育成
- ◎国際理解を深める教育の充実
- ◎民間ボランティア活動の組織化と支援

《主要事業》(例示)

- 海外体験事業

20 新市建設計画の推進・・・市民との協働ですすめる新市づくり

【施策方向】

市民との協働ですすめる新市づくりを目指すため、住民への情報公開、住民意見の反映方法、住民参加のシステムづくり等の課題を解決する必要があります。このため、新市建設計画の実現に向け、合併特例法に基づく地域審議会、地域ごとの自主的な地域コミュニティ組織の設置、地域ごとの公聴会の開催、地域連絡員制度の設置の検討を進めます。

《主要施策》

- ◎新市建設計画への地域住民の意見の反映
- ◎自己責任、自己決定に立つ新しい市民像づくりと実践
- ◎行政モニター制度の導入

《主要事業》(例示)

- 地域審議会の設置
- 自主的地域コミュニティ組織の設置

21 県事業のまとめ（再掲）（例示）

- 河川改修事業
- 海岸整備・保全事業
- 急傾斜崩壊防止事業
- 中山間地域総合整備事業
- 県営畑地帯総合整備事業
- 農道整備事業
- 県営ため池等整備事業
- 水産基盤整備事業
- 県道等整備事業
- 国道整備事業
- 港湾整備事業
- 史跡公園整備事業
- 地すべり対策事業
- 湛水防除事業

<主要事業について>・・・説明

- (1) 主要事業について、各市町村の総合計画をもとに、各市町村に事業調査を行い、これを「根幹となるべき施策の分野」及び「事業種別」ごとに整理し、とりまとめ、例示したものである。
- (2) 主要事業については、新市において策定する「新市総合計画(仮称)」に位置づけ、実現することになる。

IV 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設は、次の基本的な方針に基づき、適正配置と整備を進めます。

1 既存施設の利活用

地域の特性やバランスも考慮し、既存施設の効率的利活用との整合を考えた計画とします。

- (1) 七山村の庁舎は、七山村の拠点として、支所として使用します。
- (2) 支所として活用する庁舎は、他の機能も併せ持つ利活用を考え、必要に応じ複合施設として建設を検討します。

2 住民サービスの維持・向上

住民生活と関わりが深い施設については、住民生活の影響に十分配慮し、サービスの維持・向上を図るとともに低下をきたさないようにすることを基本とします。

3 新市の規模に見合った施設の見直し

新市の規模に合った施設の運営が必要となるため、類似都市の状況も考慮しつつ施設の配置及び整備を進めます。

4 健全な行財政運営の確保

地方分権に対応できる効率的で健全な行財政運営の確保に十分配慮し、施設の配置及び整備を進めます。

5 新市の主たる事務所（本庁舎）の整備

新市の主たる事務所は、必要に応じ建設を検討します。

V 財政計画

1 財政計画作成にあたっての基本的考え方

(1) 総括的考え方

① 財政計画の意味

財政計画は、今日の厳しい財政状況に対応し地方自治体として自立することを目標に、新市建設における財政運営の柱として、新市建設計画に定められた施策を計画的に実施していくため、長期的展望にたつて、限られた財源の効率的運用を図るなど、健全な財政運営をするために策定するものです。

② 計画作成の手法

ア 歳入・歳出の推計

平成 17 年度から平成 25 年度までは決算及び決算見込額とし、平成 26 年度から平成 32 年度までの歳入・歳出の推計は、歳入・歳出のそれぞれの項目について、基準年度の数値を基に、推計可能な項目については、それぞれ伸び率による推計値を算出して作成しました。

イ 推計における基準値

原則として平成 25 年度歳入歳出決算見込額を基準として歳入歳出を推計しました。

ウ 歳入計画

歳入計画については、繰入金等の不確定要素に係る歳入及び国、県支出金等の投資的経費に係る歳入を除き、推計可能な歳入項目について算出し、国、県の財政支援措置分を加味しました。

エ 歳出計画

歳出計画については、行政サービスを維持することを基本に義務的経費に係る項目について推計し、国、県の財政支援措置分を加味しました。

③ 歳入・歳出の考え方についての整理

歳入・歳出についての考え方の指針を次のとおり整理しました。

ア 歳入についての考え方

(ア) 合併特例債について

- ・ 合併特例債のうち『まちづくり建設事業』については、100%の利活用を見込むとともに、利活用できる事業（対象事業）を精査し、既存の国制度を振り替えるとともに、新市建設計画に定められた事業に適用する計画としました。
- ・ 合併特例債のうち『基金造成』については、100%の利活用を見込んでいます。
- ・ 市町村間の公債費負担格差是正のための措置（特別交付税）については、全額を見込んでいます。

(イ) 交付税について

交付税制度については、段階補正制度の適正化が実施されており、これにより自治体の収入に大きな影響が生じています。この制度改革は『流れ』であり、地方交付税の減少は避けられないものの、不確定

要素も多いことから、圏域の人口推計を踏まえて見込んでいます。

(ウ) 競艇事業特別会計からの繰入金について

競艇事業特別会計からの繰入金については、平成25年度から地方公営企業法を適用し経営改善に取り組んでいるため一定額を見込んでいます。

イ 歳出についての考え方

(ア) 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費について

合併の背景である行財政の効率化の視点に立ち、合併による歳出の削減効果、住民負担の適正化、適正なサービス水準の維持・向上を見込み、合併の効果が実現される計画としました。

(イ) 投資的経費について

新市建設計画に定められた「新市建設の根幹となるべき施策」及び「公共施設の適正配置と整備」に基づき、新市として一体性を醸成し、地域の特性に応じた均衡ある地域の発展に寄与することを見込んだ計画としました。

(2) 歳入・歳出各項目の考え方

(1)の総括的考え方に基づき、歳入・歳出の主な項目について、以下のような考え方に整理しました。

① 歳入

ア 地方税

消費税の増税に伴う経済対策の地方への波及効果は大きく見込めず、今日の社会経済状況から見て、近い将来における好転は難しいと見込まれます。現行の税制度を基本に、合併後の市の規模に対応した適用税率の変更及び人口変化の要因以外は、基本的には現在の歳入状況で見込んでいます。

ただし、償却資産（大規模償却資産を含む。）に係る固定資産税については、償却率等を勘案して基準年度よりも減額して見込んでいます。

イ 地方交付税

普通交付税の特例措置である合併算定替、合併特例債借入に伴う普通交付税措置、市町村間の公債費負担格差是正等のための特別交付税による財政措置などを見込んでいます。

交付税制度における段階補正の適正化が実施されており、将来の削減は避けられないものの、不確定要素も多いことから、圏域の人口推計を踏まえて見込んでいます。

ウ 国、県支出金

新市建設計画事業分を現行制度のもとで各課からのヒアリングに基づき、歳出の見通しに合わせて見込んでおります。

エ 地方債

新市の健全な財政運営を前提として、後年度負担を十分考慮し、合併特例債、通常地方債を見込んでいます。

オ 繰入金

特に競艇事業特別会計からの繰入金については、平成25年度から地方公営企業法を適用し経営改善に取り組んでおり、平成26年度からの利益

剰余金の処分計画を基に見込んでいます。

また、基金繰入金については、普通交付税の特例措置である合併算定替の減額分をある程度補うため一定額を見込んでいます。

② 歳 出

ア 人件費

人件費については、財政の健全化、行財政の効率化を進める上での重要項目です。全職員は新市に引継ぎ、合併後退職者の補充抑制等、適正な定員管理による一般職員の減少及び合併による特別職職員の減少を見込んでいます。

イ 物件費

公共的施設の適正配置を踏まえ、事務経費の削減効果を見込むこととしました。これには、旧庁舎の支所・出張所への移行、施設の老朽化、耐用年数の到来及び情報ネットワークの整備・充実に基づく施設配置の見直し等が含まれます。

ウ 維持補修費

既存施設の保全、維持のための経費を見込むこととし、大規模修繕等通常の保全、維持の範囲をこえるものは、投資的経費で見込むこととしています。

エ 補助費等

行財政の効率化のもと、事務事業の調整方針を踏まえたものとしします。

オ 公債費

これまでに借入れた地方債、今後新たに借入れる地方債（合併特例債を含む）の元利償還金を見込んでいます。

カ 繰出金

下水道事業、国民健康保険事業等の既存の特別会計への繰出しを考慮したものととしています。

キ 投資的経費

健全な財政運営を行うことを前提として、新市建設計画に係る主要事業等の経費を見込んでいます。

ク 積立金

投資的経費の中から中長期の財政見通しを踏まえ、必要な積立を行う。

2 財政計画表

歳入

(単位:百万円)

項 目	決算(見込)額の推移										財政計画							
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H26~32 合計	
地 方 税	11,215	11,266	12,415	12,410	12,152	12,015	12,085	12,043	12,133	12,071	11,825	11,838	11,852	11,639	11,651	11,666	82,542	
地 方 譲 与 税	1,135	1,520	699	636	597	557	550	516	485	480	479	477	476	476	475	474	3,337	
利 子 割 交 付 金	70	38	55	54	45	40	28	22	18	24	24	24	24	24	24	24	168	
地 方 消 費 税 交 付 金	1,249	1,185	1,162	1,071	1,113	1,111	1,101	1,095	1,098	1,642	1,904	2,295	2,253	2,211	2,169	2,128	14,602	
配 当 割 交 付 金	21	27	34	12	11	15	17	16	18	23	23	23	23	23	23	23	161	
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	23	22	18	9	5	5	4	5	5	8	8	8	8	8	8	8	56	
ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	45	44	38	33	36	35	32	35	33	34	34	34	34	34	34	34	238	
自 動 車 取 得 税 交 付 金	240	230	234	204	124	111	83	112	85	94	70	70	70	70	70	70	514	
地 方 特 例 交 付 金	309	255	90	145	169	199	152	42	41	38	38	38	38	38	38	38	266	
地 方 交 付 税	19,649	19,433	19,141	20,005	20,991	21,927	22,292	22,145	22,047	21,762	21,172	19,870	18,740	17,672	16,289	15,941	131,446	
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	32	33	32	29	30	29	29	30	29	29	29	29	29	29	29	29	203	
分 担 金 ・ 負 担 金	891	929	901	882	1,378	1,251	1,184	1,149	1,119	1,133	1,148	1,128	1,110	1,104	1,100	1,091	7,814	
使 用 料 ・ 手 数 料	1,628	1,589	1,615	1,501	1,576	1,565	1,473	1,484	1,283	1,356	1,323	1,322	1,280	1,239	1,150	1,163	8,833	
国 庫 支 出 金	7,630	6,420	5,947	6,635	10,528	8,569	9,041	8,022	9,503	8,083	8,162	8,203	8,253	7,960	7,907	7,705	56,273	
県 支 出 金	4,461	4,140	5,200	4,049	4,786	5,589	6,187	5,994	5,907	4,637	4,781	4,604	4,446	4,452	4,502	4,442	31,864	
財 産 収 入	757	180	123	480	133	306	221	224	307	203	203	200	198	192	201	199	1,396	
寄 附 金	21	10	5	48	28	109	84	42	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰 入 金	3,342	3,643	2,258	1,387	1,201	346	900	870	931	520	516	1,071	1,140	1,309	1,607	1,713	7,876	
繰 越 金	573	858	1,014	1,096	732	657	839	844	423	0	0	0	0	0	0	0	0	
諸 収 入	2,301	1,626	1,792	1,923	1,477	1,271	1,374	1,376	1,469	1,498	1,483	1,296	1,202	1,166	1,242	1,232	9,119	
地 方 債	10,689	7,749	7,077	10,077	8,112	7,430	7,986	7,826	5,330	6,324	6,194	6,483	6,260	7,990	7,391	6,922	47,564	
合 計	66,281	61,197	59,850	62,686	65,224	63,137	65,662	63,892	62,267	59,959	59,416	59,013	57,436	57,636	55,910	54,902	404,272	

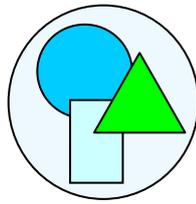
歳出

(単位:百万円)

項 目	決算(見込)額の推移										財政計画							
	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度	H26~32 合計	
人 件 費	12,394	12,809	12,570	12,684	12,453	11,503	11,196	10,713	10,003	10,453	10,456	10,198	10,113	9,691	9,855	9,542	70,308	
扶 助 費	9,293	9,058	9,346	9,527	10,004	11,843	12,393	12,738	13,304	13,342	13,402	13,530	13,646	13,700	13,766	13,830	95,216	
公 債 費	8,198	8,282	8,376	8,357	8,863	9,697	9,374	9,133	9,284	8,932	8,640	8,503	8,459	7,994	7,150	7,290	56,968	
物 件 費	7,008	6,960	6,904	6,644	7,123	7,832	7,816	7,712	8,004	7,495	7,476	7,234	7,179	6,884	6,461	6,325	49,054	
維 持 補 修 費	309	345	259	327	426	394	371	380	290	334	319	315	313	313	313	313	2,220	
補 助 費 等	3,794	4,250	4,281	4,137	6,894	3,934	4,063	3,789	5,169	4,261	4,236	5,006	4,068	3,745	3,494	3,488	28,298	
積 立 金	4,818	112	238	1,769	393	1,371	698	339	639	950	372	210	168	167	265	264	2,396	
投 資 ・ 出 資 金 ・ 貸 付 金	852	871	870	1,018	994	1,223	1,192	1,050	731	962	988	983	955	928	919	710	6,445	
繰 出 金	6,112	5,655	5,559	6,128	6,672	6,773	7,458	7,332	7,147	6,783	6,690	6,760	6,478	6,435	6,800	6,851	46,797	
投 資 的 経 費	11,805	10,911	9,510	10,872	10,324	7,348	9,537	9,609	7,696	6,447	6,837	6,274	6,057	7,779	6,887	6,289	46,570	
合 計	64,583	59,253	57,913	61,463	64,146	61,918	64,098	62,795	62,267	59,959	59,416	59,013	57,436	57,636	55,910	54,902	404,272	

3 合併市町村に対する国・県特例事業の整理（財政支援措置）

項目	財源		概要・目的	適用を想定する事業（例示）
② まちづくり建設事業	合併特例債	概算限度額	① 合併後の市町村の一体性の速やかな確立を図るために行う公共的施設の整備事業 ② 合併後の市町村の均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業 ③ 合併後の市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共施設の統合整備事業（類似の目的を有する公共施設を統合する事業） ※ 合併特例債の活用期限は16年以内で、単年度での活用も可能である	①-1 新庁舎の建設 ①-2 旧市町村庁舎の改築 ①-3 市道（旧市町村道）、橋梁の整備 ①-4 スポーツ広場、運動公園の整備 ①-5 合併を記念した公園等の整備 ②-1 上下水道の整備 ②-2 公営住宅の整備 ②-3 介護福祉施設の整備 ②-4 社会教育施設の整備 ②-5 学校施設の整備 ③ 類似公共施設の統合整備
	第2次合併後15年間に実施する建設事業＋第1次合併後実施した建設事業	569.2億円		
	起債充当率 95%	(540.7億円)		
	交付税算入率 70%	(378.5億円)		
② 基金造成	合併特例債	概算限度額	◆ 旧市町村単位での地域振興や住民の合併後の一体感醸成に向けた基金の新設 ① 新市の一体感の醸成に資するもの ② 旧市町村単位の地域の振興 ※ 合併特例債の活用期限は10年以内で、単年度での活用も可能である	①-1 各種イベントの開催 ・ 合併記念イベント ・ 観光イベント ・ 商イベント など ①-2 新しい文化創造に関する事業 ②-1 コミュニティ活動の推進 ・ 活力あるまちづくり ・ 地域資源を活かしたまちづくり など ②-2 旧市町村における地域行事の展開 ②-3 伝統文化の伝承に関する事業 ・ 唐津くんちをはじめとする旧市町村における伝統文化の伝承（伝承芸能保存整備） ②-4 自治会活動、民間団体への助成 ②-5 商店街活性化対策事業
	合併後10年間に限り、合併特例債を財源として積立可	40.0億円		
	起債充当率 95%	(38.0億円)		
	交付税算入率 70%	(26.6億円)		
③ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置〔合併補正〕 (平成20年度終了)	普通交付税	概算限度額	① 行政の一体化に関する経費 ② 行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費	①-1 各種基本構想・計画の策定、改定 ・ 新市総合基本計画 ・ 新市土地利用計画 ・ 新市環境基本計画 ・ 新市総合防災計画 ・ 新市高齢者・福祉計画 ・ 新市生涯学習基本構想 など ①-2 本庁、支所のネットワーク整備 ①-3 図書館、体育施設、文化施設、市民会館等の予約管理ネットワーク整備 ①-4 財務会計システムの統一化 ①-5 窓口事務ネットワーク整備 ①-6 健康管理システム整備 ①-7 地域高度情報化システム整備 ② 行政水準・住民負担水準の格差是正対策
	5年間の均等交付 年4.24億円×5カ年	21.2億円		
④ 市町村間の公債費負担格差是正等のための措置〔特別交付税措置〕 (平成20年度終了)	特別交付税	概算限度額	① 新しいまちづくり ② 公共料金格差是正 ③ 公債費負担格差是正 ④ 土地開発公社の経営健全化	①-1 医療・福祉ネットワークシステム ①-2 戸籍情報管理システム ①-3 地区公民館の整備 ①-4 個性ある学校づくり（中高一貫教育制度への対応） ② 各種公共料金の格差是正対策 ④ 土地開発公社健全化経営支援
	合併年度、又はその翌年度から3年間 1年目 50% 4.65億円 2年目 30% 2.79億円 3年目 20% 1.86億円	9.3億円		
⑤ 合併市町村補助金 (平成20年度終了)	国庫補助金	概算限度額	① 合併市町村において统一的に業務を遂行するうえで必要となり、かつ合併市町村の行政運営の合理化または効率化に資する事業 ② 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業（本庁・支所・図書館・文化ホール・体育施設等） ③ 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業 ④ 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業 ⑤ その他総務大臣が必要と認める事業	①-1 行政評価システム導入 ①-2 税務等の電算システムの変更 ①-3 新市例規集の改定及びデータベース化事業 ②-1 財産管理のデータベース化事業 ②-2 防災行政無線設備の整備 ③-1 世代・地域間交流事業 ③-2 生活コミュニティバス、廃止路線のバス運行事業 ③-3 離島航路の効率化・利便性向上対策 ④ 合併記念式典
	合併後、3年間に限る均等定額補助 年2.9億円×3カ年	8.7億円		
⑥ 合併市町村交付金 (平成20年度終了)	県交付金	概算限度額	① 合併に伴い必要となる臨時的な財政需要の軽減支援措置	※ 合併直後の臨時的経費に対する財政措置〔合併補正〕に準じる
	合併関係市町村数により算定 合併後、5年間に限る均等定額補助 年2億円×5カ年	10億円		



新市建設計画

発行日 平成26年 3月

編集・発行 **唐津市**

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

TEL 0955-72-9111

FAX 0955-72-9180